

1. 議事日程
(第3回総務文教常任委員会)

令和6年12月20日
午前10時00分 開会
於 安芸高田市議場

- 1、開 会
- 2、議 題
 - (1) 議案審査【総務部関係】
 - ①議案第71号 安芸高田市事務分掌条例の一部を改正する条例
 - (2) 報告事項【総務部関係】
 - ①公有財産の売却について
 - (3) 議案審査【企画部関係】
 - ①議案第74号 安芸高田市公の施設の指定管理者の指定について
 - (4) 所管事務調査【企画部関係】
 - ①地域公共交通利便増進実施計画について
 - (5) 報告事項【企画部関係】
 - ①JR再構築協議会及び広島まちづくり交通協議会の取組状況について
 - (6) 所管事務調査【教育委員会関係】
 - ①学校規模適正化事業について
- 3、陳情・要望等審査
 - (1) 「持続可能な学校の実現をめざす」実効性ある学校の働き方改革、長時間労働是正を求める意見書採択の陳情について
- 4、その他
 - (1) 閉会中の継続調査について
- 5、閉 会

2. 出席委員は次のとおりである。(8名)

委員長	山 根 温 子	副委員長	小 松 かすみ
委員	益 田 一 磨	委員	山 本 数 博
委員	児 玉 史 則	委員	大 下 正 幸
委員	熊 高 昌 三	委員	石 飛 慶 久

3. 欠席委員は次のとおりである。(なし)

4. 委員外議員(なし)

5. 安芸高田市議会委員会条例第21条の規定により出席した者の職氏名（21名）

市長	藤本悦志	副市長	杉安明彦
総務部長	新谷洋子	企画部長	高下正晴
産業部長	森岡雅昭	教育次長	柳川知昭
総務課長	佐々木満朗	財産管理課長	小櫻静樹
財政課長	沖田伸二	政策企画課長	黒田貢一
社会環境課長	若狭孝祐	子育て支援課長	佐藤弘美
地域営農課長	稲田圭介	商工観光課長	松田祐生
学校統合推進室長	船津晃一	生涯学習課長	井木一樹
総務課職員係長	小野哲司	財産管理課管理・営繕係長	大田拓也
財政課財政係長	高橋秀尚	政策企画課企画調整係長	下瀬秋穂
社会福祉課地域福祉係長	檜山貴治		

6. 職務のため出席した事務局の職氏名（3名）

事務局長	高藤誠	総務係長	日野貴恵
主任主事	山口渉		



午前10時00分 開会

- 山根委員長 ただいまの出席委員は8名でございます。
定足数に達しておりますので、これより第3回総務文教常任委員会を開会いたします。
本日の議題は、お手元にお配りしております会議日程のとおり、12月11日開会の本会議において付託のあった2件の議案審査、2件の所管事務調査、そして、2件の報告事項、1件の陳情・要望等の審査を行います。
議事に先立ち、藤本市長から御挨拶を受けます。
藤本市長。
- 藤本市長 皆さん、おはようございます。
本日は、2件の議案審査並びに2件の所管事務調査、2件の報告案件があります。詳細は、担当職員のほうから資料により御説明を申し上げます。どうぞよろしく願いいたします。
- 山根委員長 それでは議事に入ります。
これより、総務部に係る議案審査を行います。
議案第71号「安芸高田市事務分掌条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。
執行部より説明を求めます。
佐々木総務課長。
- 佐々木総務課長 議案第71号「安芸高田市事務分掌条例の一部を改正する条例」について御説明いたします。
議案書にあわせ説明資料を提出しておりますので、そちらで説明します。
説明資料1ページを御覧ください。2025年、令和7年4月からの行政運営に向けて組織及び文書事務の見直しを行います。
全ての妊産婦や子育て世帯、子どもに対する支援を一層充実させるため、児童福祉法の改正により各自治体に設置することが努力義務とされた「こども家庭センター」を福祉保健部内に設置します。
「こども家庭センター」は、健康長寿課から改称する健康・こども未来課が運営を担い、子育て支援課から改称する児童保育課と連携し、効率的、効果的な運営を行います。
また、「こども家庭センター」の設置に合わせ、市民が混乱なく相談できるよう、担当窓口を分かりやすくするため、健康長寿課と子育て支援課の名称を改正します。
議案書3ページを御覧ください。
施行期日は令和7年4月1日としております。
なお、附則第2項以降の3条例については、課の名称変更に伴い、名称等の表記を改めるものです。
説明は以上です。

- 山根委員長 これより質疑を行います。質疑はありませんか。
山本数博委員。
- 山本委員 説明資料の組織図を見たら、単なる名称が変わるだけのように思うんですけども、事務分掌は変わらんということで、市民に分かりやすい課名に変えたという認識でよろしいでしょうか。
- 山根委員長 答弁を求めます。
佐々木総務課長。
- 佐々木総務課長 このたびは条例改正のところにつきましては、課名の変更となります。先ほど山本議員がおっしゃられた事務のところについては、規則のほうで今度は整理をしていく形になります。説明しましたとおり、子育て支援課の所掌する福祉保健機能を持ったもの、健康長寿課が所掌する母子保健機能、こちらの2つを一体的に合わせて、こども家庭センターを設置するというので、係レベルでのセンターという形になります。
以上です。
- 山根委員長 山本委員。
- 山本委員 多少、事務分掌が移動するということですか。
- 山根委員長 答弁を求めます。
佐々木課長。
- 佐々木総務課長 健康長寿課の持つております事務分掌、それと子育て支援課が所掌しております事務分掌、そちらを併せたような形になりますので、新しくできる課のところに移動するという形になります。
- 山根委員長 ほかに質疑はありませんか。
熊高委員。
- 熊高委員 国等の方向性も変わりつつある中で、こういった形に持ってきたんだというふうに思いますが、先ほどの説明では、市民の皆さんに分かりやすい形に整理をし直したということなんですが、今までの言葉に慣れておるといっても含めて、山本委員からもあったように、こども家庭センター、そういった設置も含めてあるんだということですが、新しいほうの児童保育課、当初、子ども・子育て支援課というものが、そこにいったというイメージではちょっと受け取れないんですけども、あるいは健康長寿課が健康・こども未来課という健康と子どもというのが合体したという形なんで、逆に、瞬間、見たときに分かりにくいように思うんですが、その辺をこの名前も含めてどんなふうに市民に伝えやすくしたのかというところの部分をもう一度詳しくお知らせいただきたいと思います。
- 山根委員長 答弁を求めます。
佐々木課長。
- 佐々木総務課長 名称のほうから、その課がどのような分野を担っているのかということを考慮いたしました。健康ということから連想するというのであれば、健康に関しての分野についてはそちらの課が担うと、こども未来ということにつきましては、赤ちゃんから大人になるまでの人、そう

いったところを対象とした仕事、業務というような意識づけ、児童保育に関しましては、児童に関すること、保育に関することというようなところがイメージしやすいようなことを狙って名称の変更をしております。以上でございます。

○山根委員長

熊高委員。

○熊高委員

児童という言葉と児童保育という言葉と、こども未来課という、この辺がどの辺で線引きをしたイメージなんかというのもひとつ私にはピンとこないところがあるんですが、その辺はどのように捉えておられるんでしょう。

○山根委員長

答弁を求めます。

佐々木課長。

○佐々木総務課長

児童、保育のところにつきましては、言葉のとおり児童、保育、いわゆる保育園とか、そういったところに関するようなイメージが受け止めるというふうに思います。こども未来ということにつきましては、生まれてから、いわゆるお亡くなりになられるまでのその人生の一貫といえますか、赤ちゃんから大人までのところに対してというような、いわゆるちょっと長いスパンの事務を取り扱うというようなイメージでつけておるといったようなことでございます。

○山根委員長

よろしいですか。

熊高委員。

○熊高委員

健康長寿という、長寿という言葉を連想すると、やはり高齢者の方というイメージがするんですが、今、こども未来課という形は、生まれてから亡くなるまでという長期のスパンになりますよね。その辺がうまく高齢者の人に伝わるのかなという気がしたんで、その辺は丁寧に伝えるべきじゃないかなという気がするんですが、その辺の今後の取組についてお考えをお伺いしたいと思います。

○山根委員長

答弁、よろしいですか。

藤本市長。

○藤本市長

このように名称のほうを変えさせていただいたんですけれども、皆さんに周知するときは、具体的にどういったことをするときにはこちらの課に来てくださいというような、細かい保育園の入所の関係というのは、こっちの課にとか、母子医療について、乳児医療についてはこども未来課のほうへというような感じで、補記するというような形で広報、いずれ広報でこれは出さなきゃいけないんで、そういうホームページとかに出すときには、どういうんですかね、このことについてはこの係なんだなというのがイメージしやすいようなことを加えて周知をできればなど今思っております。

○山根委員長

ほかに質疑はありませんか。

児玉委員。

○児玉委員

この改正案の内容のところ、児童福祉法の改正により組織機構の見直しということなんですが、この児童福祉法の改正部分ですね、大ま

かでいいんで御存知のところがあれば、ちょっと御説明いただきたいと思います。

○山根委員長 答弁を求めます。

佐々木課長。

○佐々木総務課長 児童福祉法の改正でございますけれども、全ての妊産婦や子育て世帯、子どもに対する支援を一層充実させるため、各自治体に設置することが努力義務とされた「こども家庭センター」について、このたび法改正があったというふうに理解をしております。

○山根委員長 新谷総務部長。

○新谷総務部長 少し補足をします。令和4年の児童福祉法の改正で、ちょっと読み上げます。

国は、児童虐待対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化している状況等を踏まえ、全ての妊産婦と子育て世帯、子どもへ母子保健分野と児童福祉分野が一体的に相談支援を行う機能を有する「こども家庭センター」の設置を令和6年4月から市町村の努力義務としたというところが、今回の改正の根拠となっております。

○山根委員長 ほかに質疑はありませんか。

熊高委員。

○熊高委員 今のことも含めて、来年の4月1日から施行するということが書いてありますが、福祉保健部としての人員配置というのは「こども家庭センター」も含めて、総数としては変わりませんか。

○山根委員長 答弁を求めます。

佐々木課長。

○佐々木総務課長 人員配置についてはこれから人事異動の作業を行いますので、まだ変わる、変わらないというところは、今の時点ではお答えすることができません。

○山根委員長 熊高委員。

○熊高委員 当然そうでしょうから、今後、予算も含めて人員配置というのが出てくるんでしょうが、見込みとしてどんなふうを受け止めておられるのか。増えるのか、減るのか、現状維持でできそうなんか、というところですか。

○山根委員長 佐々木課長

○佐々木総務課長 現時点では、現状維持というような方向で思っております。

○山根委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○山根委員長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

○山根委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議案第71号「安芸高田市事務分掌条例の一部を改正する条例」の件を起立により採決をいたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○山根委員長

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、議案第71号の審査を終了いたします。

ここで説明員入れ替えのため、暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前 10時14分 休憩

午前 10時15分 再開

~~~~~○~~~~~

○山根委員長

休憩を閉じて、会議を再開いたします。

続いて、報告事項に移ります。

「公有財産の売却について」の件を議題といたします。

執行部より報告を求めます。

小櫻財産管理課長。

○小櫻財産管理課長

それでは、資料の1のほうをお願いいたします。

「公有財産の売却について」財産管理課より報告をします。

1、概要。今回、報告させていただく旧刈田小学校と旧郷野小学校は、閉校になった学校施設等の利活用に係る事業提案及び安芸高田市民間提案制度で2022年度に採択した事業です。売却手続を開始する準備ができましたので、今回報告をさせてもらうものです。

2、対象物件。(1)旧刈田小学校(八千代町勝田)、2018年3月31日に閉校となっております。売却予定者、一般社団法人国際教育合作センター。住所、安芸高田市向原町。採択事業の内容は、アニメデザインをメイン学科とした専修学校です。売却する土地1万374.19平方メートル。建物、校舎2,189.73平方メートル。屋内運動場693.63平方メートル。

これまでの経過ですが、事業提案に関するヒアリング、審査会を経て、2022年7月に提案事業の採択が決まりました。以降、地元説明会や事業を開始するための準備を進め、2024年3月に広島県より各種学校の認可を受けられております。現在は生徒募集を進められているところです。

この間、市では売却するに当たり、備品等の整理や土地の分筆、不動産鑑定を得て市公有財産取得処分委員会にて売却予定価格の審査を行いました。売却予定価格は、土地建物の不動産鑑定等評価額から除却費、建物などの解体費を減額し、不動産鑑定費用などの経費を加算した価格となります。今後、売却手続の中で見積入札により、売却価格が決定となる見込みでございます。

続きまして、(2)旧郷野小学校(吉田町桂)で、2019年3月31日に閉

校となっております。売却予定者、郷野の郷準備委員会。住所、安芸高田市吉田町下入江。採択事業の概要は、地域活性化につながる郷野小学校の教室賃貸マネジメント事業です。売却する土地9,974平方メートル。建物、校舎1,893平方メートル。屋内運動場722平方メートル。これまでの経過ですが、事業提案に関するプレゼンテーション、審査会を経て、2023年2月に提案事業の採用が決まりました。

以降、郷野小学校お掃除会などのイベント開催や芝生グラウンドの管理など、地域の方とつながる活動を継続的に実施されています。売却先となる法人格の取得準備をされておりましたが、今月取得できる予定です。

旧刈田小学校と同様、市では売却するに当たり備品等の整理を行いながら、売却予定価格の審査を行い、売却準備を進めておりました。

いずれの学校についても、売却予定時期は来年の1月を予定しております。

以上です。

- 山根委員長 これより質疑に入ります。
この報告につきまして、御不明な点等、質疑はありませんか。
山本委員。
- 山本委員 2番の郷野小学校の販売先ですが、郷野の郷準備委員会というのは、どういった方の組織なんでしょうか。
- 山根委員長 答弁を求めます。
小櫻課長。
- 小櫻財産管理課長 総勢約30名ぐらいの方からなる団体ございまして、地元の方とか学校の先生というか、大学のほうの教授の先生なんかも入られておる形になっております。
現在は準備委員会となっておりますけれども、今月中に法人格を取得する予定となっております。
以上です。
- 山根委員長 山本委員。
- 山本委員 以前から郷野小学校を使っていろいろなイベントを企画されておられましたですね。その方らが中心のメンバーですか。
- 山根委員長 答弁を求めます。
小櫻課長。
- 小櫻財産管理課長 そのとおりです。
- 山根委員長 ほかに質疑はありませんか。
熊高委員。
- 熊高委員 刈田小学校の跡地の利用ですが、新しい学校の規模は生徒数も含めてどの程度の学校規模になるのでしょうか。
- 山根委員長 小櫻課長。
- 小櫻財産管理課長 ちょっと詳しく説明をさせていただきますと、今、各種学校の認可を広島県のほうから受けておられまして、アニメデザイン科、先ほどちょ

っと話をさせていただいたんですけれども、アニメデザインに関するデッサンから始めてアニメ作成に係る学科、進学科、こちらのほうは美術の大学、芸術大学のほうに進学できる形のもの事前準備ですかね、そういうものの進学科、あとは日本語科、これは外国人の方が多分対象になると思うんですけれども、日本語の能力試験でN2、上から2番目の試験に合格できる事業を目指すというふうに言われておりました。

規模は大体、全体で80人ぐらい、最大で今は思われている形です。
以上です。

○山根委員長 よろしいですか。

熊高委員。

○熊高委員 規模とか内容も分かったんですが、この企業というか、学校法人か分かりませんが、これまでにそういった経営経験というのはあるのでしょうか。

○山根委員長 答弁を求めます。

小櫻課長。

○小櫻財産管理課長 今回の学校のほうは、国内のほうではまだないです。以前、22年度ですか、議会のほうでも報告されておったんですけれども、他県のほうではいろんな交流の形はされております。

ただ、今回、広島県のほうで各種学校を捉えておりますので、これからという形になると思います。

○山根委員長 ほかに質疑はありませんか。

児玉委員。

○児玉委員 売却予定価格のところで、除却費、解体費が抜かれていますけれども、これは意味合いが、その解体は安芸高田市が負担してやるのか、少しここがよく分からぬので説明していただけますか。

○山根委員長 小櫻課長。

○小櫻財産管理課長 まず、建物とか土地の不動産鑑定で価格を出します。その価格のほうから除却はしません。その建物ごとを売りますので、その価格、除却費というものを計算して引いたものが売却の価格となります。ですから、市が除却して売るのではなくて、もう建物ごとそのまんまそちらのほうへ売ってしまうという形になります。

以上です。

○山根委員長 よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

熊高委員。

○熊高委員 今のともちょっと関連するんですが、いつも最終的に、もしその企業が除却をせずに立ち去ったときに、その契約上の責任というのはどのように明記してあるのでしょうか。ここに限らずそういう形が、どこもそうですよね。というところは改めて確認したいと思うんですが。

○山根委員長 小櫻課長。

○小櫻財産管理課長 一応、今までも売却してきた中なんですけれども、契約書の中にはそのもの、もう事業をやめるときは建物を除却するとか、また譲られると

きはその項目、除却ではなくて、最後、除却義務は残りますというようなことはしっかり打合せはさせていただくようにしております。

その後、どうしても最後残ってしまう可能性があるかも分かりませんが、そのときはもう法的にちょっと話をしていくしかないと思っております。

以上です。

○山根委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○山根委員長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終了し、公有財産の売却についての報告を終了いたします。

ここで説明員入れ替えのため、暫時休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午前 10時26分 休憩

午前 10時28分 再開

~~~~~○~~~~~

○山根委員長 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

これより、企画部に係る議案審査を行います。

議案第74号「安芸高田市公の施設の指定管理者の指定について」の件を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

沖田財政課長。

○沖田財政課長 本案は、安芸高田市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例の規定により、指定管理者候補者の選定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものです。

説明資料1ページを御覧ください。

2025年度新たに協定を締結する指定管理者制度導入施設は19施設で、全て再指定する施設です。

指定の年数は、1年間の指定期間のものが3施設、2年間で1施設、3年間で14施設、5年間で1施設となっています。

説明資料の2ページから9ページは、来年4月1日現在で指定管理者制度を導入することとなる全ての公の施設について、一覧でまとめています。

全59施設のうち、施設名に米印が付いている19施設が、本議案の対象となっています。

なお、議案書においては、これらの施設を関係条例ごとに記載をしています。

以上で、要点の説明を終わります。

○山根委員長 これより質疑を行います。質疑はありませんか。

山本委員。

○山本委員 指定期間が1年というのがありまして、去年だったか、おとしだったか見直しがあつて、見直しによって1年としたのは、この1年間様子を

見て、よかったら以前どおりの指定管理にするんだという説明だと思うんですよ。1年がまた1年というのは、どういう理由で、その1年が1年になったのか、御説明願います。

○山根委員長 答弁を求めます。

沖田課長。

○沖田財政課長 今回、1年を設定している施設は3施設ありますが、それぞれ個別に状況が異なりますので、一つずつ説明をさせていただきます。

○山根委員長 答弁を求めます。

檜山社会福祉課地域福祉係長。

○檜山社会福祉課地域福祉係長 ふれあいセンターこうだですが、現在、指定管理を受けている社会福祉協議会が、もう1年、経営状況を見て継続して管理を行ってほしいという話がありましたので、1年延長をしております。

以上です。

○山根委員長 稲田地域営農課長。

○稲田地域営農課長 説明資料の7ページを御覧ください。

上段になります。向原農村交流館やすらぎになります。こちらのほうは、公共施設の総合管理計画の中で2026年、令和8年で譲渡対象の施設となっておりますので、もう1年ほどの継続という形にさせていただいております。

以上です。

○山根委員長 井木生涯学習課長。

○井木生涯学習課長 安芸高田市温水プールですが、こちらのほうは現在は3年で指定管理としております。ただし、昨年度から指定管理と教育委員会にてコロナ禍により減少した利用者をどう戻していくか、施設の老朽化等による施設の維持管理方法など検討を重ねてきました。2025年の1年間、もう1年、この間で引き続き中長期的な施設運営を検討するため、単年での指定管理としております。

以上です。

○山根委員長 高下企画部長。

○高下企画部長 先ほど説明があった3施設のうち、最初のふれあいセンターこうだについて補足をします。

これは譲渡を前提に譲渡をするということで、社会福祉協議会とずっと協議を続けてきて、それで本来であれば、今年度末で来年度からは譲渡しますよというふうなことで進めていたんですが、先ほど檜山係長から説明があったように、もう1年ほど少し検討させてほしいということがあったため、1年間、もう1年検討を続けるというふうになったということです。話としては、譲渡を前提に話がこれまでであったのでということでもあります。

以上です。

○山根委員長 山本委員。

○山本委員 今のふれあいセンターこうだの譲渡の件ですけれども、社協のほう

から譲渡の要請があったのか、それとも公共施設の廃止対象の中から、市のほうから社協のほうへ売買の申出をしたものか、そこらはどういう経緯で社協へ譲渡というような話になっていったんでしょうか。

○山根委員長 答弁を求めます。

檜山係長。

○檜山社会福祉課地域福祉係長 ふれあいセンターこうだの譲渡の経過ですけれども、もともと安芸高田市社会福祉協議会は、甲田のほうに本所がありまして、その施設を譲渡してほしいという案については社協側でありました。ですが、現在は吉田の保健センターのほうにすることもありまして、ふれあいセンターこうだの扱いについてどうするのかということが今の社協の中でも議論がありまして、現在、そのことも含めて検討中ということで、ふれあいセンターこうだの取扱いについては、考えさせてほしいということをおっしゃっています。

以上です。

○山根委員長 山本委員。

○山本委員 ちょっとよう分からんようになったんですが、以前から社協は譲渡を要望しとって、それに応じて市のほうが、じゃあ譲渡してもいいよと、こういうふうになったということですか。聞いている話と違うようなんですけれども。

○山根委員長 答弁を求めます。

檜山係長。

○檜山社会福祉課地域福祉係長 社協、市ともにそれぞれ聞いた5年以上前のことで、現在聞いておる方と認識がそれぞれずれている部分があるんですけれども、基本的には社協のほうからこの施設を欲しいという話があったように認識をしています。

ですが、現在の使用状況に基づいて、この施設が要るかどうかということについては、これが欲しいかということについては、ちょっとそれぞれの経営陣で思惑が違うものと思います。

それと、市のほうで公共施設を一つでも削減したいということがありますので、そのことについて、市のほうも公共施設を削減したいということで、社協さんのほうにも受け取ってほしいということをお願いしていることもあります。

以上です。

○山根委員長 山本委員。

○山本委員 じゃあ、その譲渡の条件の中に水害があったら今の社協のふれあいセンターの調理室を使って食事、炊き出しですね、そういったことをする目的でもって社協の施設ができたという経緯があるんですよ。あれが災害のときの炊き出し用の調理をする場所として社協へ渡しても、そういうところが確保されるような条件つきでの話をされるんでしょうか。

○山根委員長 答弁を求めます。

檜山係長。

○檜山社会福祉課地域福祉係長 災害時については、ふれあいセンターこうだの位置が浸水地域であるということは認識しておりますが、現在、災害において炊き出し等をする場合に、必ずしもあの施設が炊き出しをしなきゃいけない施設ではないかとも思います。災害時の食料支援のことについても、今は水だけで御飯が食べれるような災害の食料品もありますし、必ずしもふれあいセンターこうだの調理室が災害時に100%なければならないものとは考えておりません。このことについて、社会福祉協議会と災害時のことで話したことはありません。

以上です。

○山根委員長 山本委員に申し上げます。指定管理についてですので、お願いします。

山本委員。

○山本委員 指定管理が1年になった理由を聞いたら、払下げを前提にした考えがあるということと言われたんで、この1年しかない間に今のようなことが社協とこっちの市側のほうで検討された上でのこの1年を迎えるのかというところがあったんで、聞かせてもらうんです。もう1年間にしたという理由の中を今聞かせてもらうんですが、いけんでしょうか。もうちょっと聞きたいんですよね。今の答弁で。

○山根委員長 指定管理に関わることであれば、よろしいです。

山本委員。

○山本委員 指定管理の1年という理由が今の理由だったんですね。譲渡をするために社協のほうも検討させてくれという理由で1年にしたと言われるんでしょう。じゃあ、この1年、市の執行部も検討課題があるということを含めて市の災害対策の中で社協のふれあいセンターの施設について議論された結果を、今、担当の方が言われたんなら分かりますけれども、担当の方が思いつきで言われたんなら、もう少し検討すべきじゃないかと。というのは、譲渡はちょっと考えたらいんじゃないかというのが今聞かせてもらったらあるんで、この1年はおかしいことないかというのを言いたいんです。

○山根委員長 杉安副市長。

○杉安副市長 今、担当係長のほうから答弁をさせていただいた中の山本委員御指摘の災害時のことというのは、今後1年の中でまずは譲渡が前提だと思いますので、今の話のスタートは、その中でおっしゃられるように、危機管理課とか関係課と話をしながら譲渡の中の条件としてそれらを入れていけばいいわけですし、今ここで委員会で質疑を受けてお答えするとすれば、指定管理をどなたに何年でお任せするのが適切かという部分を提案させていただいているので、その部分を御判断いただければよろしいかなと思いますが、山本委員、御指摘の部分、今後のこの1年間の中でやるべきことというのは御指摘いただいたので、それは執行部としても相手があることですのでけれども、相手としっかり協議して、この一連の

指定管理はお認めいただきたいというのがこの議案の中身になります。

以上です。

- 山根委員長 よろしいですか。
ほかに質疑ありませんか。
益田委員。

- 益田委員 同じくふれあいセンターこうだについてお伺いしたいんですが、昨年、令和5年度12月18日の同じく総務文教の委員会で、前年度もこの施設におきましては、譲渡をどうしていくかという協議が以前からあって、なかなか譲渡の協議が進んでおらないところがあったので、もう一度整理して進めていくために1年指定管理しますということで、以前も答弁いただいているんですけども、これ、仮にまた今年度やはりまとまらないとなったときに、またもう1年、もう1年というのが繰り返しのようになってしまう可能性はありますでしょうか。お伺いします。

- 山根委員長 杉安副市長。

- 杉安副市長 基本的には、公共施設等総合管理計画の中で年次を決めてきておりますが、どうしても相手があることですから、先ほど来、申し上げましたような協議の中の内容によっては延ばすこともやぶさかではないというか、市としてはちゃんと計画どおり整理していきたいという思いはありますけれども、やはり相手があることでもありますし、恐らく考えておられるのは、社協さんの中の経営状況も含めて、本所は別なところにありますから、あそこは多分デイサービスの事業をされておられるのでその事業を、では、あそこでずっと続けていくのか。やっぱり経費のかかることですから、相手方にとっては、そこらを考えておられるのかなと。内部の中でも、まだ結論が出てないというふうに係長、申し上げましたけれども、そういう状況ですので、将来、仮定の話はちょっとなかなかできませんけれども、その状況はしっかり聞かせていただきながら、こちらのほうは計画どおりに早い時期で整理をさせていただきたいという思いで、相手と話をしていきたいと思っております。

- 山本委員 益田委員。

- 益田委員 具体的に例えばどのぐらいの頻度で協議といいますか、市と社協さんとの間でお話を定期的にされていたりするのかな、期間が分かればお伺いいたします。

- 山本委員 檜山係長。

- 檜山社会福祉課地域福祉係長 社会福祉協議会とは、適宜必要に応じて行っております。一月に数回ということはありませんが、二、三か月に1回程度はこのことについてお話はしております。

以上です。

- 山本委員 益田委員。

- 益田委員 進捗度として表すと難しいかもしれないんですが、印象としてお話が進んでいってる印象なのか、ずっと一月に1回とかの頻度の中で、全く状況が変わっていないというような報告になっているのか、そのあた

り具体的に聞けたらと思います。

○山本委員長

檜山係長。

○檜山社会福祉課地域福祉係長

やや進んでいるという印象としか、ちょっと内容的に相手方との内容もあるためお答えすることができません。

以上です。

○山根委員長

指定管理ですから、よろしくお願ひします。

ほかに質疑はありませんか。

小松委員。

○小松委員

温水プールについて聞かせてください。このたび1年の指定期間になっておまして、公募というふうな方法になっているんですが、この公募というのは、2022年、24年の3年間も、今回も公募という形なのでしょうか。

○山根委員長

井木課長。

○井木生涯学習課長

今回の3年間も公募で行っております。

以上です。

○山根委員長

小松委員。

○小松委員

今年度も申請期間の中で公募という形を取られたようなんですが、今の地域振興事業団以外の応募の団体等はあるのでしょうか。

○山根委員長

井木課長。

○井木生涯学習課長

今回、応募は事業団の1社、1団体のみです。

以上です。

○山根委員長

小松委員。

○小松委員

今回、全体の中で再指定が19施設になっているんですけれども、そのうち12が、1年から3年に指定期間が延びております。この1年から3年に延びた施設が12あるということで非常に多いと思うんですが、その理由等があればお聞かせ願ひします。

○山根委員長

沖田課長。

○沖田財政課長

やはり先ほどと同じなんですけれども、施設によってそれぞれ性質が異なりますので、個別に説明をさせていただきます。

○山根委員長

森岡産業部長。

○森岡産業部長

それでは、産業部の関係から話をさせていただきます。

産業部の関係では、安芸高田市高宮大狩山河川公園に関係するもの、この指定管理についてです。この指定管理は、前年度公募により選定をいたしました株式会社EGZ、安佐北区にあります電気工事を請け負う会社になりますけれども、これが本年度、初年度でありました。初年度ということで、1年の指定管理をお願いしております。来年度から公募によらない形で引き続き3年の指定管理ということで指定をさせていただきます。

○山根委員長

松田商工観光課長。

○松田商工観光課長

商工観光課が所管する7施設でございます。7ページ、8ページになるかと思ひます。

道の駅三矢の里あきたかたをはじめ、土師ダム周辺管理、神楽門前湯治村、北の関宿、たかみや湯の森、エコミュージアム川根、7施設ございます。この間、厳しい財政状況の中、7施設において運営面で固定化にならない、マンネリ化しないように短期的に経営状況を確認しながら継続的に協議、確認することが望ましいという考えから2023年、さらに本年度の2年間、指定管理期間を単年度としてきました。

この間、指定管理者それぞれ収益増や経費節減の取組を進めるなど、経営改善を行っていただいているところがございます。昨年度末、神楽門前湯治村とたかみや湯の森の統合など、各施設が存続していくため、スリム化、合理化を図り、より強固な体制を構築する取組を行っていただいたところです。

各施設も一定の効果が出ていることもあり、今後も中長期的な計画の下、安定した経営を継続するため、来年度から指定期間を3年として管理運営を行う方針で調整をしております。

以上です。

○山根委員長 よろしいですか。

黒田政策企画課長。

○黒田政策企画課長 5ページの下段の吉田ロプラットハウスにつきましては、昨年度1年間、指定管理をしましたけれども、適切に管理を行われてきたということもございますし、この施設につきましては、地元の方の利用が多く、集会施設としても使用されているということから、管理を自らが行うことが効率的と判断し、3年といたしました。

以上です。

○山根委員長 若狭社会環境課長。

○若狭社会環境課長 市民部社会環境課が所管する安芸高田市多文化共生推進拠点施設です。本年度で2回、再指定を含めて5年目の指定管理となっている施設です。本年度、2024年度では指定管理対象は施設全体であるものの、宿泊事業独立採算運営方針として、指定管理料の積算対象からは除外してやっっているのが本年度でありました。本年度、毎月、指定管理者からも運営収支を含めて運営状況について報告を受けているような状況があります。

その結果、コロナ禍後の入居者の増加がありました。一定の家賃収入の収入が見込められるということで、宿舎宿泊事業に関しては積算対象としない場合であっても、宿泊事業を運営できるということが認められています。

よって、指定期間を1年から3年に変更し、より中期的な運営を指定管理者ができるような方法を取ったということで変更したものでございます。

以上です。

○山根委員長 沖田財政課長。

○沖田財政課長 今回、3年を指定したものは14施設で、1年から3年にこのたび変更になっているものがあるのは、今説明させてもらった10施設が該当

になりまして、ということで以上になります。

○山根委員長 小松委員。

○小松委員 すみません。10施設ということで今詳細をお聞きさせていただきました。おおむね1年という短期で見直しを行い、3年に伸びたということのお話だったと思うんですが、期間が3年に伸びたということで指定管理料が増えているというところもちよっと聞いたんですが、その辺の予算については、期間が延びるとともに予算のほうがどうなっているのかというのが、全体でいいんですけれども、個別ではなくて方向性を教えていただければと思うんですが。

○山根委員長 沖田課長。

○沖田財政課長 現時点では、予算の上程はさせていただいておりませんので、現在は指定施設の候補者と期間というところで御理解いただきたいと思います。

○山根委員長 小松委員。

○小松委員 では、3月の予算編成等、上程されたときに分かるということでしょうか。

○山根委員長 沖田課長。

○沖田財政課長 次年度の当初予算においては、金額のほうを記載した状態でというふうに計画をしています。

○山根委員長 ほかに質疑ありませんか。

児玉委員。

○児玉委員 今の関連なんですけど、これ指定管理者の指定をして、それから契約結ばれるんですね、多分。そうしたときに、金額というのは、これ話されないということなんですか。例えば、指定期間が3年なり5年なりありますけれども、その期間全体で例えば3年間どうしていきますよとか、単年度で契約しますよとか、そういう指定管理料のお話というのはされないんですか。

○山根委員長 高下企画部長。

○高下企画部長 指定管理の交渉とか、そこをお願いをするというときには、金額についての提示、これでできるかどうかというふうな協議はいたします。ただ、今日のこの場においては、議案としてその数字については入っていないので、次のときにそれを入った形でお示しをするというふうにお伝えしました。

全体的な傾向としては、やはり電気代とか燃料費が上がっておりますので、協議をしていく中では、その部分については費用を積み増して全体的には少し増えるというふうなことになるだろうとは予想しています。

以上です。

○山根委員長 児玉委員。

○児玉委員 来年度の2025年度の予算編成で、これシーリングかけられていたね。そうすると、当然そういう発想は、これの中には入るんだろうと思うんですね。そういう金額の提示がなくて、この指定管理料の指定、

この施設の指定を審議するというのが非常に難しいんですが、この段階で審議しようと思っても、この材料が、金銭面が出てきていない。しかも、予算編成の方針で上げられとる全ての事務事業、これいつも出てきますね、優先順位とか予算配分の検証とかいったところ、89.1%の範囲内だというのが各課に出されると。これが来年度の予算で出てくるんだろうと思うんですが、これがこれにかかっているのかどうか判断ができませんよね。そういうところをどう考えられています。この説明。

○山根委員長 高下部長。

○高下企画部長 おっしゃるところは、確かにそういうところもあると思います。実は以前、何年か前までは、この指定管理の議案についても2月に提案をしていて、予算と一緒に出していたかと思うんです。ただ、そうしますと、その2月で最終日に例えば議決になったときに、そこから契約などの事務に支障が出る場合があるというふうなことが課題としてありましたので、12月に指定についての議案、ここにするという指定管理の議案を通して、そこから準備をするというふうな形に改めたというところがあります。

特にそういうふうにしなないといけない事情があるといえますのは、新しい事業者に切り替わるときとかには、その契約にやはり一定の時間がかかります。継続してやる場合には、そこ、2月でも問題なく行く場合もあるんですが、課題が出たときというのはそういうふうなことだったかと思います。

金額面については、当初予算のところ、新年度の予算でしかそれが出していけないので、今こういうふうな形になっているので、御審議いただくときに検討が難しいというのはあるかなと思います。今後のところで、もしそこが課題としてクリアできるかどうかというのは、これから検討させていただきたいと思います。ちょっと今回はどうか、これまでの流れがそういったところでこのような状態になっているということです。

○山根委員長 児玉委員。

○児玉委員 そうすると、来年度、今度の予算でもやりますよね。そのときにこの指定管理料の指定について、この予算じゃ認められませんよということ、これ修正ができるという判断でいいんですか。

○山根委員長 杉安副市長。

○杉安副市長 修正という部分が、どういう意味合いでおっしゃられているのかちょっと分かりませんが、基本的に全て市のやっていることがこういう形の話ですが、条例があって予算があって初めて執行できるんで、条例だけあっても予算がなかったら執行できないですし、予算があっても条例がなかったら、これも執行できない。

今、部長が申しあげましたように、今のこの時期に相手方を決めて年数も決めておかないと、相手方が今度はこれを見積もってくれて、指定管理料が決まってくる、あれに入っていくんですが、予定の価格

というか予算額を我々は決めなくてはいけないので、その予算額が決まったら見積りを出してもらって指定管理料を決めていくという、今度はもう少し先、予算の後になりますけれども、要はまず用途を決めて、年数を決めて、それで相手方が決まって、予算を決めて執行になるという流れですので、委員御指摘のように、予算がもしお認めいただけない場合は、それはそこでもう一度修正なり、いろいろちょっと作業的には私も今想像つかないんですが、今申し上げた条例と予算の関係を申し上げたように、同じ関係になるというふうに思います。

以上です。

○山根委員長

児玉委員。

○児玉委員

副市長がおっしゃることは理解できるんですが、ただ普通契約というのは、本来そうあるべきだろうと思うんですね。金額も出てきて、なおかつ相手といわゆる契約を結んでいくということになると、この出される時期を見直していただかないと、非常に判断がしづらくなるというような感覚を持ったんですが、その辺の御感想はいかがですか。

○山根委員長

高下部長。

○高下企画部長

確かに指定先でどのような形でというところが必要というところは、確かにあるなというふうには感じます。どのような形で、ただ時期的にはやはり12月に議決をいただけないと、もし変わった場合の手続ができなくなるというところが困りますので、12月を基本にしたいというふうなことは基本に置きたいのですが、以降、契約後どういう金額で、どのような形で相手先を決めようとしているか。金額もある程度お示しができる形で資料を整えて、御審議をいただくような形に次回から見直していきたいというふうに思います。どの程度のところが可能かというところは、少し検討させてください。

○山根委員長

ほかに質疑はありませんか。

熊高委員。

○熊高委員

今の児玉委員の内容と関連するところもあるんですが、以前2月ではなかなか厳しいということも聞いて、私たちも認めてそういうふうになって、この12月ということになっていますから、それも一定理解できるんですが、今後工夫をするということなんで、それを期待したいと思います。先ほどの答弁の中で、1年を2年、3年にしたとかいう形は、経営状況が改善されてきた指定管理者が、その方向である程度、一定のそういう年数も考えてきたんだということになると、今の予算のこととも当然影響してくるわけですね。そこらはそういった発言内容も含めて、精査していくべきじゃないかなという気がするんですが、その辺、まず1点、お聞きしたいと思います。

○山根委員長

杉安副市長。

○杉安副市長

熊高委員御指摘のとおりだろうなと思います。最初スタートは1年で、3年、5年というものがあるんですが、確かに1年やっていただいて経営状況を見ながら、これを任せても安心できるなという部分でいけば3年。

特に5年とか長い期間をお願いするようしておるところというのはやっぱり人を雇っておられる福祉関係とかというところがありますので、その雇用のどういいますか、安定という部分も、経営者として、指定管理者としては考えられるので、そういったことを見ながら、市としては1年、3年、5年と来ております。

委員がおっしゃられるとおり、経営状況とか毎月の報告を見ながら、この間来ておりますので、先ほど児玉委員のおっしゃられる審議するのに少し審議がしにくいよということでもありますので、それは先ほど部長が答えましたように、検討させていただいて、今年の部分は間に合いませんけれども、検討させていただくということをお願いします。

○山根委員長 熊高委員。

○熊高委員 答弁が終わったと言われるのかなと思って。これまでもコロナ禍であったり、燃料高騰であったりということで指定管理料の追加をしたりとかいうことも当然いろいろありましたから、そういったことも含めて経営状況というのはある程度水物のところもあるわけですから、そこらを含めてしっかり見ておられるんだらうなというふうな思いがします。

その関係で言うと、昨日、サイクリングターミナルの貸出し料金の変更がありましたよね——ありましたね。いや、うんと言ってもらわんとなかったのかと思って。その貸出し料金はかなり上乘せをされたということになっておると思いますが、この上乘せによって指定管理料の状況というのはどのように変わっていく見込みで、それを考えておられるのか。そこをまず聞きたいと思います。

○山根委員長 松田課長。

○松田商工観光課長 昨日、委員会のほうで提案させていただきました土師ダムの自転車の上限を引き上げた件でございますが、基本的には上限を引き上げただけで、貸出し料金というのは指定管理者の方にお任せさせていただいておりますので、これまでどおりの料金でございます。ですから、それが直接指定管理の料金のほうに跳ね上がってくるかということになれば、そうじゃないかなというふうに思っております。

以上です。

○山根委員長 熊高委員。

○熊高委員 上限を引き上げた理由というのは、その指定管理料に影響しないという判断でそれでも上限を上げるということの意味は何だったんですか。

○山根委員長 松田課長。

○松田商工観光課長 きのもう少し説明させていただきましたが、やはり周辺施設いろいろございます。そうしたところ、割と高く取っておられる施設もございまして、できるだけ周りの施設と調整しながら、少しでも指定管理者のほうが多く徴収できるような形づくりはしておきたいということで、上限のほうを上げさせていただいたというところでございます。

以上です。

○山根委員長 熊高委員。

○熊高委員 利益もそこそこ上がっておる。周辺施設が高いから指定管理料に影響するような形であるんなら、上限を高くして指定管理者が利用料金を上げるということも当然あるんでしょうけれども、周辺がどのような状況というのも全て見たわけじゃないですが、そんなに高いところばかりではないというふうに見たんですね。

そういった中で、上限を上げて指定管理者にある程度裁量があるわけですから、上げた場合に周辺より高いなというふうに言われる可能性もあるし、そもそも土師ダムのサイクリングターミナル、自転車の利用というのは、他の市町のそういった自転車の貸出しとは違う形態でもあると思うんですね。ある程度、コースの決まったところを走ったりとかいう形ですから。そこらも含めて貸出し料金を上げたということは、私はきのうの議論を聞く場からだけでは分かりにくいところもあったんですが、その辺も含めて指定管理者との話というのものもあるんでしょうか。

○山根委員長 松田課長。

○松田商工観光課長 貸出し料金の上限のほうを引上げさせていただきまして、それについては、指定管理者のほうとも協議しながら金額を上げておりますので、そこまでは値上げのほうができるということでは、きのうの段階でお伝えさせていただいたところでございます。

金額をどのようにされるかというのは、もう指定管理者の裁量の中で決まりますので、うちのほうから、この金額で貸出ししてくださいということはちょっと言いにくいというところでございます。

以上です。

○山根委員長 熊高委員。

○熊高委員 指定管理料が上がって、貸出し料金が上がったとすれば、指定管理者は収益が増えるわけですよ。利用者の数にもよりますけれども、そんなに利用者は落ちていないということもあったように、きのう聞きましたから。そしたら、管理者の収益が上がれば、指定管理料は下げることができますよね、逆に言ったら。そういったことも含めて、市の持ち出しの指定管理料というのを下げる効果は見込んでおられるということですか。

○山根委員長 松田課長。

○松田商工観光課長 確かに御指摘いただきますように、レンタサイクルの料金を上げるということになれば、歳入のほうも増加しますので、そうしたところも含めて指定管理料のほうを減額する、できる、そういうような考え方にもなるかと思えます。そこにつきましては、やはり今、指定管理者のほうと少し協議をさせていただきながら検討していきたいというふうに思っています。

以上です。

○山根委員長 熊高委員。

○熊高委員 内容に踏み込んでしまったんで、産業委員会のほうの中身になるか

も分かりませんが、そこでお答えができなかったら、委員長報告のときに本会議で聞きたいと思っておりますけれども、電動自転車のことがきょう出ていましたけれども、これ以前の貸出しの一覧表に電動自転車があったのか、ないのか、というようなことを他の皆さんがおっしゃっていたと思うので、その確認をしたいと思うんですが、昨日の提案された新しい料金に電動自転車というのは以前なかったんじゃないかというふうなことがありましたが、そこはどうでしょうか。

○山根委員長 熊高委員に申し上げます。指定管理についてですので、かなり中に入り込んで聞いてらっしゃると思います。そのところは。

○熊高委員 委員長がそれでやめなさいということならやめますけれども、本会議の委員長報告のところで聞かせていただきましょう。

○山根委員長 お願いします。
ほかに質疑ありませんか。
小松委員。

○小松委員 先ほど3月に向けて具体的な見積りが上がって、予算が上程されるということだったんですが、先ほどもおっしゃっていたんですが、この指定管理が決まるということで、ある程度の金額のやり取り等もあって決まっているんだと思うんですが、先ほど物価高騰等で恐らく少し上がってくるのではないかという答弁があったんですが、物価高騰レベルぐらいの予算が膨らむ程度なのか、いや場所によってはちょっと大きく取組もあるんで予算をしっかりとつけてほしいというような内容での話があったりとか、大きな予算の変動はないのかということでお聞かせ願えますか。物価高騰ぐらいの全体の膨らみという程度なのかどうなのか、よかったら教えてください。

○山根委員長 高下部長。

○高下政策企画課長 基本的にはそういったところは、無理のないようにカバーをするというふうな形で協議ができていると思っています。額としてどうなるかという、施設によってやはり事情が違いますので、それによって変わってくると思います。例えばその施設自体が、売上げをどんどん上げて、もうけていけるようなところでしたら、その見積りによっても必要な指定管理料というのは変わってくると思いますし、やはり施設によって少しばらつきは出てくると思います。

○山根委員長 ほかに質疑はありませんか。
益田委員。

○益田委員 先ほど7施設まとめて1年から3年に上がった施設、主に商工観光課さんの施設になるかと思うんですが、それぞれ収益増を主な理由で1年から3年に上がったというところでお伺いしたんですが、一応再確認なんですが、7施設全てもう収益自体は全て増えているのか、再度お伺いしてよろしいでしょうか。

○山根委員長 松田課長。

○松田商工観光課長 現状、収益増や経費節減に取り組んでいただく、そういうような仕組

みづくりをしておるという段階でございます。まだ去年、今年ということでまだ2年しか経っておりません。確かに収益増につながった施設もありますし、まだまだ収益増に結びついていないような現状の施設もございます。

今後、引き続き各団体と協議しながら進めながら、収益増でありますとか、引き続いて経費節減の取組を進めてまいりたいというふうに思っているところでございます。

以上です。

○山根委員長

益田委員。

○益田委員

具体的に7施設の中で収益増につながっている施設と、収益増にまだいっていない施設を個別に教えていただくことは可能でしょうか。

○山根委員長

松田課長。

○松田商工観光課長

ちょっと手元に細かい数字を持っておりませんが、今回統合いたしました神楽門前湯治村、さらにたかみや湯の森のほうにつきましては、収益増につながっているというふうに思っております。まだコロナ禍が明けてやっと観光客のほうも戻ってきている状況でございますので、今後、状況をもう少し見ながら、引き続き合理化でありますとか、そういったところを取り組んでいただきたいということで、各施設のほうにも今協議しているところでございます。

一番よかったのは、やはり湯の森でありますとか、そうしたところの統合を進めたところ、合理化を進めたところについては、着実に成果につながっているんじゃないかなというふうに思っているところでございます。

以上です。

○山根委員長

益田委員。

○益田委員

もう一つ、別件でなんですけど、福祉保健部の吉田保育所、報正会さんのほうで今まで5年の指定管理だったのが吉田保育所、2026年に合わせる形で2年になっているんですけど、一応御説明をお伺いできますでしょうか。

○山根委員長

佐藤子育て支援課長。

○佐藤子育て支援課長

吉田保育所でございますけれども、今まで5年として指定管理の期間のほうを定めておりました。同じくみつや保育所、こちらも同じ法人に指定管理をさせていただいております。その吉田保育所と同じように指定管理をしております、みつや保育所の指定管理期間が2026年度までとなっております。

現在、吉田保育所、みつや保育所、そして吉田幼稚園の統合整備事業を計画しております、この事業の進捗状況によりまして、2027年度以降の指定管理期間を定めたいということで、このたび終わりのほうをみつや保育所と合わせたというところでございます。

○山根委員長

よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

〔質疑なし〕

○山根委員長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終了いたします。
これより討論を行います。
討論はありませんか。

〔討論なし〕

○山根委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。
これより議案第74号「安芸高田市公の施設の指定管理者の指定について」の件を起立により採決いたします。
本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○山根委員長 起立多数であります。
よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。
以上で、議案第74号の審査を終了いたします。
ここで換気のため、11時30分まで休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前 11時21分 休憩

午前 11時30分 再開

~~~~~○~~~~~

○山根委員長 休憩を閉じて会議を再開いたします。
次に、所管事務調査を行います。「地域公共交通利便増進実施計画について」を議題といたします。
執行部より説明を求めます。
黒田政策企画課長。

○黒田政策企画課長 それでは、地域公共交通利便増進実施計画について説明をします。
資料につきましては、お配りしております資料1というものと、こちらちょっと分厚くなりますけれども、利便増進実施計画をお配りしておりますけれども、主にはこちらの利便増進実施計画のほうで説明をさせていただきます。よろしく願いいたします。

この利便増進計画につきましては、安芸高田市地域公共交通計画に基づき市内の路線全体を見直し、持続可能な移動手段の確保と利便性向上による利用促進を図るための具体的な事業の実施計画を定めたものになります。

計画の期間は、2023年から2027年の5年間となっています。今回調査を求められたものは、資料1、地域公共交通計画抜粋中の目指すべき将来像を達成するための事業内容と実施主体で示された事業、この10事業についての調査を求められたものとなっております。この10事業につきましては、地域公共交通利便増進実施計画においては、4つの実施事業と6つの関連事業として順不同で整理をしてあります。必要な部分について、利便増進実施計画により説明をします。

それでは、利便増進実施計画の5ページをお開きください。

地域公共交通計画において、目指すべき将来像を達成するための事

業内容として、以下の4つの事業を推進していくこととしています。

8ページをお開きください。

事業1として、お太助バス・お太助ワゴンの役割分担といたしましては、ア、交通機関、スクールバスを含む、の特性を踏まえ、市内の交通体系についての見直しの検討を行います。

9ページのイ、交通体系の見直しを踏まえたお太助ワゴンの運用方法の見直し。

10ページをお開きください。

ウの広域路線バスの利用状況等を踏まえた最適な運行形態への見直しを図ることとしています。

10ページの下段、事業2、幹線と支線の役割分担としては、移動ニーズを踏まえた幹線・支線の位置づけの明確化と最適な運行体系・運行頻度の検討を行うこととしています。

11ページから47ページにつきましては、各路線の再編のイメージについて記載をされております。

48ページをお開きください。

事業3、地域の実情に合わせた移動手段の確保においては、バス停までの移動等が困難な地区等において、地域の実情に合わせた移動手段の導入に向けた検討を行うこととしています。

48ページ下段、49ページには、取組のイメージ図を記載しています。

50ページをお開きください。

事業4、お太助バス・お太助ワゴンの乗り継ぎを考慮したダイヤの設定については、芸備線との乗り継ぎや高速バスの乗り継ぎを考慮したダイヤを設定することを目指していきます。

51ページから55ページは、現行ダイヤでの乗り継ぎのイメージを記載しております。

58ページをお願いします。

利便増進事業と併せて行う事業として、以下の6つの事業を推進していくこととしています。

関連事業1から詳細説明をします。

59ページをお願いします。

関連事業1、乗継拠点の整備については、北の関宿、甲田、向原、八千代支所付近の幹線から支線への乗り継ぎが発生する拠点及び中心部のバスセンターについて、待合室、待合設備や交通情報の提供施設の整備を行うこととします。

関連事業2、鉄道・バス・タクシーが連携した移動手段の提供については、観光客を対象として、地域内を効率的に周遊してもらうための鉄道、バス、タクシーを活用したモデルルートを検討を行うとともに、休日の公共交通運行の可能性についても模索をしていきます。

関連事業3、商業施設と連携した情報の発信については、地域拠点となる商業施設と連携した情報発信や優待制度等について検討を行い、

利用促進につなげていくことを目指していきます。

関連事業4、モビリティ・マネジメントの推進については、公共交通の利用促進のために、公共交通マップでの広報や学生向けの施策の検討を行うこととしています。

関連事業5、自動運転やMaaSなど新技術の導入可能性の検討については、市内バス路線等を対象として自動運転やアプリでのバスの運行情報の掲載など、導入の可能性について検討を行うこととしています。

関連事業6、交通事業者の担い手確保の支援については、公共交通事業者と連携しながら、担い手の確保に向けた取組を推進していくこととしています。

実施計画では、再編に伴う運行形態の見直しの実施予定日が2025年4月となっておりますが、現在、調整に時間がかかり遅れている状況です。2025年の10月頃までには北部地域、その後、順次南部地域の再編等を実施していきたいというふうに考えております。

なお、事業の進捗状況につきましては、安芸高田市公共交通協議会で検証することとしています。

また、今回調査を求められている項目、お太助バス、お太助ワゴン、自家用有償旅客運送の利用状況と課題です。お太助バス、お太助ワゴン、自家用有償旅客運送の運賃収入から必要経費を引いた市の負担額については、2021年が1億282万6,000円、2022年が1億1,121万円、2023年が1億2,001万9,000円と年々増加傾向にあります。

課題といたしましては、効率的な公共交通体系を見直し、コストを下げるができなければ、休日の運行など新たなサービスに取り組むことができません。早急に再編計画に基づいて再編を実現したいというふうに考えております。

以上で説明を終わります。

○山根委員長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

山本委員。

○山本委員 公共交通計画2023年3月にこの計画の説明を受けたときに、具体的な方策は利便増進実施計画で示すという説明だったと思うんですよ。今説明聞いたら全く具体的な話は一つもないんで、具体的にになったのは検討するというのが具体的にになったのかなと思うんですけれども、当時、甲立駅から市内へ来るための交通の便はどうするんですか言うたら、利用増進計画で示しますという話だったんですね。

また、観光施設ですね、サッカー公園なんかどうやっていくのかという話をしたら、具体的なことは利用増進計画で示します。今の説明じゃあ全くないんで、検討するばかりだったんですけれども、ここはどうなっているのでしょうか。

○山根委員長 答弁を求めます。

高下部長。

○高下企画部長 具体的になってきているというのは、まずは基本的な公共交通計画でお示しをしたことについては、9ページのところに書いてあるのが、これから見直していく大まかな方針というふうなことになっていたかと思えます。今の利便増進実施計画の9ページにあるように、ワゴンの運行を、お太助バス、お太助ワゴンが全域から全地域を全て走る…

○山本委員 すみません。今、9ページのどこにあるんですか。

○高下企画部長 利便増進実施計画の9ページを見てください。

○山根委員長 委員、オーケーですか。

○高下企画部長 そうです。これが大まかな運用の見直しの大きな一つの方針だったんです。具体的には、その左側にあるようなワゴンがそれぞれ地域を色分けしてある形になっているところの全域を、お客さんを拾って、吉田に直接連れて行くというふうな形にしていました。こういう形を取っていきながら、路線バスも同じように地域の端から端まで引張ってきていて、重複している部分が多いというふうなことから、バスについては右側のように赤い矢印で地域の拠点をつなぐ形、青い矢印は、これは広電さんが走っているバスですが、そういった形で中心拠点と周辺の拠点を結ぶ形にしていて、ワゴンについては、周辺部からその地域の拠点、高宮だとか美土里だとか、そういったところへ運んで行く。そこから先はバスに乗り換える形にすることで、重複を防いで効率的な運行にしていけないと予算的にももたないし、持続可能ではないというのが基本的な方針の一つでした。

このことについて、具体的にどういう路線にしていくかというところが実施計画に盛り込まれていまして、それが11ページのところから具体的にこの地域についてはこのように変えていきたいというのがずっと説明をされています。

全部説明すると長くなるのですが、例えば11ページの風の谷内山線のところについては、周辺部の利用状況が非常に少ない状況、1人とか2人とかそういう状況、ゼロもあったというふうな形だったと思いますので、ここを基本的には美土里支所のところでバスに接続する形にして、そこへはとろっこ便などで結ぶという形にしていきたいということを書いています。

もう一つ、とろっこ便についての区域が広がっています。今はとろっこ便、智教寺のところだけで運行していたのですが、そこが運転手の確保が非常に難しいということで、ここはエリアを広げていく必要があるというので、そこの検討をするというので広がっています。

その先の12ページから後のところについては、具体的にどういう路線、こういう走らせ方にしていけないといけないんじゃないかということの案を整理しているというふうなものです。

以降、同じように15ページからは美土里中央線とか、左、現行と再編後というふうな形で想定する方向というのを書いて、これに向けての調整をしているというのが現状です。

先ほど黒田課長のほうから説明がありましたように、まずこの再編ができなければ、他のJR芸備線との接続のところもどうするだとか、それから運行の利便性を高めていくだとか、乗り継ぎの場所の施設の改修をどういうふうにするだとか、そういうふうなことも決まっていきませんので、まずはこの市の全域のお太助ワゴンとお太助バスの役割分担のところできちんとできるようにするというのを進めています。

ただ、これ25年4月からできるようにしたかったのですが、これが少し遅れておまして、これが遅れているがばかりにほかのことが今進んでいない。まず、これを最優先でやっていくというふうな状況というのが今の形になっています。

○山根委員長 山本委員。

○山本委員 市内の交通、公共交通の便が悪いというので見直しということが始まったんじゃないというふうに思うんですけども、もう言われて、はや5年ぐらい経っているんですね。まだお太助ワゴンを片をつけんと、先へ進められんというのは前もあったんですが、サッカー公園へ行くのに可愛のバス停を降りて、あそこからサッカー公園まで歩いて行かにかいけん。バス停を何センチかサッカー公園に近いほうへ移動しようという話もありましたけれども、あれやら列車で甲立駅へ来ても、吉田へ来る便とか、たかみや湯の森や神楽門前へ行ったりする便がないですね。

それらのことも、観光施設のこともあると思うんですけども、ここにも観光施設へのどういうんか、交通計画の中へ交通の便というのが載つとると思うんですよ。それは利用増進でやるよと言われたんですけども、ワゴン車のバスやお太助バスがはっきりせんとそれができんということは、さらにまた先へ行くようになるんですけども、それはどういうふうにお考えですか。

○山根委員長 高下部長。

○高下企画部長 さまざまに使われる方にとって便利のよい形にしていきたいというのは当然のことではありますが、まずは現状、公共交通計画で一番の課題、一番のテーマは、今、持続可能な形に公共交通体系というのがないというふうなところにあります。というのが、先ほど黒田課長が言いましたように、かかる経費が今のままの運行形態を維持しようと思えば、どんどんかかる一方になります。利用者がどんどん少なくなっていくということと、今の形がやはり非効率な面があるということです。ですので、それをまず解決をしていくのが先で、それをやってからでないと、いずれにしても新しいところに取り組みないと考えています。

というのが、基本的に安芸高田市内で公共交通をやっていく上では、利用者の使用料、運賃の支払いだけで賄えるほど、いずれにしても乗っていただける見込みというのは持つことは厳しいと考えています。

ですので、今、皆さんの生活を守るための交通体系をまず構築して、できるだけそこがコストが下がる形で組んで、それで余裕が出てきたので新しいことに取り組んでいって、それで利便増進を図ると、そう

いうふうな形でなくては前に進められないかなというふうに考えていますので、まずは最初に手をつけるのは、コストができるだけ下げられて、皆さんの利便性をあまり損なわない方法というのを組み立てて、それからというふうなことになると思います。

○山根委員長

山本委員。

○山本委員

今の答弁を聞きますと、取りあえず生活路線ですね。生活に関わるのを先やって、それが片がつくまで次のことはしないと聞こえるんですよ。並行してやるわけにいかないでしょうか。

公共交通計画を見たときに、基本方針を達成するための具体的な施策というのが24ページに書いてあって、25ページから目指すべき将来像を達成するための事業内容と実施主体というて、具体的にどういったことに取り組むというのが書いてあるんですよ。

そうしたときに、事業1、事業2も、今、事業2を言われとるんじゃないと思うんですけども、事業3で乗り継ぎを考慮したダイヤの設定というのがあるんです。幹線と支線の役割、そこで芸備線との乗り継ぎや高速バスの乗り継ぎを考慮したダイヤの設定を行う。

これは、市内の主要幹線のダイヤなんで、今のお太助バスとお太助ワゴンの役割分担に多少関連しているかも分かりませんが、基本的には主要な幹線の交通体系については、並行して取り組むということではできないのでしょうか。

それと、事業を、これは事業3に関連しとるんですけども、事業3、事業4、事業5というのは、市の入込客も含めて重要な交通体系だろうと思うんですけども、これを今の事業2のお太助バス、お太助ワゴンの役割分担がめどが立つまで手をつけないと、こういう今の答弁だと思えますけれども、それはそういう考えですか。

○山根委員長

答弁求めます。

○山本委員

答弁のとおりでよろしいですか。

○山根委員長

答弁を求めます。

高下部長。

○高下企画部長

もちろん並行して進められる部分については進めてまいります。先ほど申し上げたのは、優先的に取り組むべき順序がこういう考えですということをお知らせしたので、できるものからもちろんやっていきたいと思っています。

ただ、先ほど最初の質問のときに例に挙げられたのが、休日に走らせることはできないかとか、そこら辺の要望があるでしょうというふうなことで言うておられると思いましたので、例えば休日に新たに走らせるというのは、コストがうわにかかることになるので、そこは少し優先順位としては下がると思います。

ただ、並行して調整をしていくんだとか、そういったことはもちろん進めていきたいと思っておりますので、そこは遅れることがないようにやってまいります。

- 山根委員長 山本委員。
- 山本委員 今ちょっと生活に密着したのも大事なんですけれども、公共交通の計画の中で重要な事業3、事業3というのは乗り継ぎを考慮したダイヤの設定ですね。事業4は、幹線と支線の役割分担、事業5は、鉄道、バス、タクシーが連携した移動手段の提供ですよ。これを利便増進実施計画の中に具体的に載せられたんでしょう。この事業3、事業4、事業5のところは、日曜日のは今言われたんで、それはちょっと譲るにしても、この具体的な策をちょっと説明してくださいよ。
- 乗り継ぎを考慮したダイヤの設定のところに書いてあるんですか。
- 山根委員長 答弁を求めます。
- 黒田課長。
- 黒田政策企画課長 58ページの乗り継ぎ拠点の整備につきましては、いわゆる幹線、支線の再編を行った後に必要な補助金等により乗り継ぎ拠点等の整備を進めていくというふうな考えでございます。
- 関連事業の鉄道、バス、タクシーが連携した移動手段の提供、休日の公共交通の運行については、まず平日の通勤・通学者のダイヤのほうを見直しまして、効率的な交通の見直しの検討を行った上で、日祝の観光客を対象としたダイヤの検討を行うということを検討しております。
- 関連事業3番の商業施設と連携した情報発信につきましては、現在、ゆめタウン吉田で実施しております連携事業のような取組をさらに強化していく予定にしております。
- 以上です。
- 山根委員長 ほかに質疑はありませんか。
- 大下委員。
- 大下委員 交通体系の検討ということで見直しを今図られておるわけなんですけれども、基本的に利用者に乗ってもらわなきゃいけないというのもあって、ダイヤの見直しなどが検討されておるんかどうか。今まで時間的な問題でいろいろ連絡をもらった案件が何件かありまして、どうしてもそういう遅れというのが出てきた状況もある中で、ダイヤの見直しも考えておられるのかどうか。やはり、利用される方がちゃんとその時間的に行かねばならないという状況もあるというのも考えて検討していただきたいというふうに思います。
- 以上。
- 山根委員長 黒田課長。
- 黒田政策企画課長 ダイヤの見直しにつきましては、全てを網羅することはできませんけれども、安芸高田市の公共交通計画で事業者さんに集まっていただく会議がございますので、そちらで再編できるものについては検討してまいりますというふうに考えております。
- 山根委員長 山本委員。
- 山本委員 利便増進計画の50ページに、今説明がちょっとありましたけれども、

イの芸備線や高速バス等の乗り継ぎを考慮したダイヤの乗り継ぎ割引の検討と書いてありますけれども、割引は別にしても、(ア)の目的、芸備線・高速バスを利用して市内外を往来する人たちの交通利便性の確保というのがあるんですね。これは芸備線でいえば、向原、吉田口、甲立の駅に来た人を、いかに市内へ運ぶかという。逆に、市内の人が3駅へ出向いて、列車の利用をどう利便性を向上さすかということだろうと思うんですけれども、加えて中国自動車道の房後の停留所、北の関宿のバス停、横田のバス停、これらへの来た人、行く人の利便増進を図るといって、こういう話じゃろうと思うんですけれども、これらの具体的な話はどこに書いてあるんでしょうか。

今のあれは載っておりますよ。今のどういうんか、お太助バスとの接合のことは53ページに書いてありますけれども、他の公共交通についての連携というのは、交通事業者と具体的に詰めるという考えはないんですか。

○山根委員長

黒田課長。

○黒田政策企画課長

芸備線の駅でございますとか、高速バスの結節強化につきましては、交流人口の確保のために大切なことだというふうには認識しておりますが、現在はまだ具体的な内容については進んでいない状況です。

ただ、芸備線の利活の関係で、JRのほうは現在、利用者アンケートというのを今年度、あるいは来年度実施される予定になっておりますので、そちらのアンケート結果によりまして、観光需要等をしっかり把握して検討を進めていきたいというふうに考えております。

○山根委員長

山本委員。

○山本委員

全体を見てちょっと欠落しているんじゃないかなと思うのは、芸備線で広島に行く列車の本数とか時間とかあるんですけれども、5年ぐらい前から広島へ行く通勤・通学の列車が1本なくなるといって、今現状は、広島着が7時12分か7時7分だったか、出発が甲立の駅で5時50分ですよ。次に7時35分ですか、それは6時18分ぐらいの甲立駅で広島行きがあるんですけれども、そのあと7時前があるんですよ。6時55分間か。それで行ったら8時半に着くんですが、正確には8時27分だったですかね。以前は6時35分に着く列車があって、広島へ8時2分に着く列車があったんです。そういうことは、この計画の中に見当たらないのですよね。

強いて言えば、50ページのイの(ア)の目的ですよ。市内外を往来する人たちの交通利便性の確保、通勤・通学ができんような状態に今なっておるといって、これをどうして解消する考えがないのでしょうか。

○山根委員長

答弁をお願いします。

杉安副市長。

○杉安副市長

今、説明をさせていただいている地域公共交通計画に基づく利便増進実施計画、これを基に今質疑をさせていただいております。全体として遅れておるといって、まずはお詫び申し上げないといけないと思いますが、鋭意これも努力をして、まず相手もいることなんで、これ

はしっかり議論しながら、この今立てている計画を基に、これを実施していくのを確実に進めるつもりで、担当部もやっております。

今、山本委員が御指摘のJR芸備線のダイヤ、時間の問題ですよ。それは、かねてよりJR芸備線の対策協議会でありますとか、いろいろなものを通して、いろいろ要望も上げてきておりますが、やはりJRはJRとしての経営方針の中でやられてきた減便施策であったというふうに思いますが、市としましては、やはり引き続きそういう相手方には、市民の皆さんのための利便性が上がるためにはどうしたらいいかという視点でこの実施計画を推進する中で、ダイヤについても、もし必要等があればしっかり要望をしていかななくてはいけないと思いますが、今の時点で時間をこうします、ああしますというのはちょっと言えない。相手がJRである以上、そちらが決めるものを持っておられるので、それはちょっと今お答えできないところがありますので御理解いただきたいと思います。

○山根委員長 山本委員。

○山本委員 今、この具体的な計画が遅れとるという話をされているんですが、このままいけば遅れたままになるんだろうと思うんですよ。この遅れを取り戻すために係を設置するか、それとも人数を増やしてそのメンバーでやるか、これの対応についてはどのようにお考えですか。

○山根委員長 杉安副市長。

○杉安副市長 今、予算とともに来年度の体制をどうするのかという議論をしております。各部のヒアリングを基に人事、そして組織体制を決めていくという作業中です。

でありますから、今ここで質疑をいただいた内容を踏まえまして、確かに遅れたままでいくのかと言われたら、それをそうしますということにもなりませんし、やはり行政としてはしっかり市民の皆さんのために何を優先してやるべきかというのは、今後、予算とそして体制づくり等の中で答えを出していくべきだろうと思いますので、そのように取り組んでまいりたいと思います。

○山根委員長 ほかに質疑ありませんか。

児玉委員。

○児玉委員 利便増進実施計画の一番最後のページに協議会の委員名簿が載っておりますが、これ女性の方おられるんですか。

○山根委員長 答弁を求めます。

下瀬係長。

○下瀬係長 ここに掲載してある時点で女性の委員はいらっしゃいませんけれども、委員交代により1名、女性の方が入られているということで、現在は1名です。

以上です。

○山根委員長 児玉委員。

○児玉委員 女性の方、健康寿命が女性のほうが長いわけですよ。クリスタルア

一ジョで日曜日なんか行事されるわけですが、実際に土日では今からどんどん中心部で行事というのをやっていかれるんでしょうけれども、高齢の女性の方って非常に楽しみにされている方が多いんですが、そういう意見が全く聞かれていないというところでは、土日の運行なり、あるいは時間帯の運行なり、非常にちょっと危惧しておるんですが、もう少し見直されて、女性の方の御意見を聞くという考えはないでしょうか。

○山根委員長

高下部長。

○高下企画部長

計画を進めるに当たっては、幅広い方の意見を聞くというところは進めていきたいと思えます。ただ、この委員の構成を見ていただいても分かりますように、関係する事業者のところから出ていただくとか、それぞれの責任者の方に出ていただいている部分があります。この中で女性の方にもというふうになると、利用者代表のところでも少し考えてみる必要があるのかなと思えますので、そこは次の改選のときに少し考えてみてもよいかと思っています。ありがとうございます。

○山根委員長

下瀬係長。

○下瀬就業企画課企画調整係長

少し補足をさせていただきます。女性の意見ということで、全く女性に限ったわけではないんですけれども、お太助ワゴンの利用者、利用の多い方上位400の方にアンケート用紙を送付して、毎年アンケートを取らせていただいております。その中に女性の方も多くいらっしゃるのので、そういう形で意見は聴取するという形を毎年行っております。

以上です。

○山根委員長

児玉委員。

○児玉委員

あれがなかったら聞かなかったんですが、そういうアンケート結果というのはどういう反映をされているかというのは、また資料として出していただけるんですか。

○山根委員長

答弁を求めます。

下瀬係長。

○下瀬就業企画課企画調整係長

これは毎年度、地域公共交通会議のほうでは出しておりまして、議会のほうへ提供することも可能です。

以上です。

○山根委員長

ほかに質疑はありませんか。

益田委員。

○益田委員

すみません。駆け足でいきます。この説明資料の1のほうの30ページのところ、事業2のところの事業内容、中点の3つ目なんですが、高齢者の移動手段として、お太助ワゴンと介護タクシーとの連携について見直しを行うとありまして、やはり何か課題があるので見直しが行われるんだと思うんですが、お太助ワゴンと介護タクシーの連携の課題などあれば伺いたいです。

○山根委員長

下瀬係長。

○下瀬就業企画課企画調整係長

課題として挙げさせていただいているのは、お太助ワゴンといのは、1人で乗り降りができる方ということにしているんですけれども、最近、

1人で乗り降りするのが難しいという声も多くいただく中で、少し役割分担などが必要になってきているのではないかなという課題意識からこういう記述をさせていただいております。

以上です。

○山根委員長

益田委員。

○益田委員

あわせて、その下の交通体系の見直しを踏まえて、お太助ワゴンの受付方法、これも運用の見直しを行うとありますので、同様に今の受付方法で課題などがあればお伺いしたいです。

○山根委員長

下瀬係長。

○下瀬政策企画課企画調整係長

現時点で受付方法に課題があるというよりも、近年、最後のほうにも書いてありますけれども、MaaSなど、そのアプリで予約できるというようなことも増えてきております。アプリであれば、時間を選ばずに予約ができるというようなメリットもありますが、とはいえ、なかなかそういう機器を使うのが難しいというところもありますので、その辺は少し検討しながら、どうやったほうが利便性が高いのかというのを検討していきたいということでございます。

以上です。

○山根委員長

益田委員。

○益田委員

次のページの事業6のところなんですけど、事業の内容でバス停までの移動などが困難な地区などにおいて、地域の実情に合わせた移動手段の導入に向けた説明会などの開催を支援するとありまして、この地域の実情に合わせて移動手段というのが具体的に何かあればお伺いいたします。

○山根委員長

下瀬係長。

○下瀬政策企画課企画調整係長

これは例示にはなるんですけども、例えば今、川根や智教寺のほうで行っております自家用有償運送というのがあるんですけども、そういったもの。これについては、今ニュース等で自治体ライドシェアというような形で言われていると思うんですけども、そういったものであったり、他の自治体でやられているような定額のタクシーであったり、利用状況に合わせてそういったものの導入ということを考えていきたいということでございます。

以上です。

○山根委員長

益田委員。

○益田委員

次のページの事業8の事業内容、学生向けの施策として通学先と連携した公共交通利用の促進を行うとありまして、これも具体的に通学先との連携方法だったり、交通手段、お伺いしたいと思います。

○山根委員長

黒田課長。

○黒田政策企画課長

学生向けには、以前も講座等を開催した経過もございますけれども、公共交通の利用方法でありますとか利便性について周知する手法として、学生に乗り方講座みたいな感じで周知していきたいというふうに考えております。

○山根委員長

ほかに質疑はございませんか。

小松委員。

○小松委員 すみません。乗り継ぎ拠点の整備に関わって、向原なんですけれども、上有留線と出口線を見させてもらおうと、高田南部線の公共交通に集約して輸送するという住民向けの整備になっていると思うんですが、観光客向けということでの整備に関しては、高規格道路が開通したりすると思うんですが、そこ辺りは今の路線図で見ると、向原から吉田への輸送には高規格道路は入っていないように見受けられるんですが、月曜日から土曜日の運行、日曜日も含めて検討して、高規格道路で観光客の輸送というところは考えられていらっしゃるのでしょうか。

○山根委員長 黒田課長。

○黒田政策企画課長 計画には盛り込んでおりませんが、こういった新たな高規格道路等が完成したということで、供用開始に伴い2次交通の整備ということで、観光者向けとか日常の利用についても、今後、計画の中に盛り込んで進めていきたいというふうに考えております。

○山根委員長 小松委員。

○小松委員 盛り込んで検討されるということなんですが、その際にはお太助バスを考えられるのか、民間の公共交通機関さんとの話し合いなのか、その辺、方向性のほうは分かっていたら教えていただけますでしょうか。

○山根委員長 黒田課長。

○黒田政策企画課長 当然、地域公共交通と民間のバス等がありますので、そこら辺まだ決まっていないので、協議して決めていきたいというふうに考えております。

○山根委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○山根委員長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終了いたします。

以上で、「地域公共交通利便増進実施計画について」の調査を終了いたします。

暫時休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午後 0時15分 休憩

午後 0時17分 再開

~~~~~○~~~~~

○山根委員長 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

ここで換気のため、13時まで休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午後 0時17分 休憩

午後 1時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○山根委員長 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

続いて、報告事項に移ります。

「JR再構築協議会及び広島まちづくり交通協議会の取組状況につ

いて」の件を議題といたします。

執行部より報告を求めます。

黒田政策企画課長。

○黒田政策企画課長

J R再構築協議会及び三次・安芸高田・広島まちづくり交通協議会の取組状況について、資料2により説明します。

1ページを御覧ください。

表の左側、最初に、まず芸備線再構築協議会については、特定区間である芸備線の備後庄原駅から備中神代駅までの交通手段の再構築に関する方針の作成に必要な協議を行うもので、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく法定協議会です。

安芸高田市では、副市長がその他必要と認める委員として参加しております。

次に、表の右側、三次・安芸高田・広島まちづくり協議会については、広島広域都市圏の構成市であり、J R芸備線沿線に位置する三次市、安芸高田市、広島市の3市が一つの経済体として広域的に連携し、それぞれが主体的なまちづくりに取り組むための対策として、三次駅から広島駅間の鉄道及び関連諸施設の在り方を含め、J R芸備線を軸とした公共交通ネットワークを将来にわたり地域住民に利活用されるものにしていくことについて議論するもので、任意の協議会となっております。

安芸高田市は、企画部長が各市まちづくり部門及び交通部門に属する者として参加しています。

2ページをお開きください。

第2回芸備線再構築協議会の資料により、スケジュールについて説明をします。

協議会につきましては、令和5年3月に第1回が開催され、令和6年10月16日の第2回において、当市が協議会へ参加することについて承認をいただきました。年度内に第3回が開催される予定となっているため、近々、幹事会の開催もされることとなっています。

協議事項につきましては、A 芸備線の可能性を最大限追求、B より利便性、持続可能性の高い公共交通の実現に向けた最適な交通モードの在り方を検討の2段階構えで検討を進めていくことが確認されています。

最初の取組といたしまして、データ収集・分析をするため、外部委託による調査事業が実施されます。

3ページをお願いします。

調査の目的は、最適な地域公共交通の実現に向け、公共交通の専門的知識を有するコンサルを活用して、需要調査やまちづくり、観光振興等の観点も踏まえた地域への波及効果の分析等を行うことが目的とされております。

4ページをお開きください。

調査事業に当たりましては、利用者や住民などの声を丁寧に聞き、協議会の議論に反映させるなど、関係者からの意見聴取が実施されることとなっています。

下段、業務委託先は、提案者が4社あり、株式会社野村総合研究所が契約の相手方となったと報告がありました。

5ページをお願いします。

まちづくり交通協議会の今後の流れについては、資料に記載のとおりです。現在、第2回協議会まで開催されており、沿線地域でのまちづくりの現状と方向性などについて議論されています。次年度以降もJR芸備線の在り方の検討や公的支援に係る検討について議論され、最終的には法定協議会への移行も検討されています。

なお、再構築協議会については、中国運輸局のホームページで会議資料や議事録が公開されています。

また、まちづくり交通協議会については、広島市ホームページで会議資料、議事録が公開されており、本市のホームページからもリンクしていますので参考にさせていただければと思います。

以上で、説明を終わります。

○山根委員長

これより質疑に入ります。

この報告につきまして、御不明な点等、質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○山根委員長

質疑なしと認め、これをもって質疑を終了し、「JR再構築協議会及び広島まちづくり交通協議会の取組状況について」の報告を終了いたします。

ここで説明員入替えのため、暫時休憩をいたします。

~~~~~○~~~~~

午後 1時05分 休憩

午後 1時06分 再開

~~~~~○~~~~~

○山根委員長

休憩を閉じて、会議を再開いたします。

これより、教育委員会に係る所管事務調査を行います。

「学校規模適正化事業について」を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

船津学校統合推進室長。

○船津学校統合推進室長

学校規模適正化事業のスケジュールについて説明します。

説明資料表紙の裏面を御覧ください。

上段の1が、2024年3月11日の総務文教常任委員会で提示したスケジュールです。下段の2が、今後のスケジュールの目安です。

2024年3月11日の委員会報告から変更した理由は、中学校統合について広く意見を聞くために市長による市民及び生徒との対話集会を実施し、その後に市長と教育委員会で推進計画について意見調整をすることとしたためです。市長との意見調整後にパブリックコメントで提出

された意見を考慮し、第3期学校規模適正化推進計画を策定する予定です。

なお、上段の1、2024年3月11日の総務文教常任委員会で提示したスケジュールでは、6月に意見の考慮・計画の決定と示していますが、これは5月にパブリックコメントで意見を募集した後、提出された意見を考慮し、推進計画を策定するまでの期間を60日以上と見込み、8月以降に計画を策定する見込みだったものです。

以上で、説明を終わります。

○山根委員長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

山本委員。

○山本委員

まず最初に市長にお伺いしたいんですけれども、7月の就任以降、この中学校統合について引継ぎがあったらと思うんですよ。その引継ぎはどのような内容だったのか、御説明願いたいと思うんですが。

○山根委員長

答弁を求めます。

藤本市長。

○藤本市長

お答えします。

引継ぎといいますか、いろんな事業、案件がありますので、その中の一つに中学校統合問題というのがありました。現状、先日の一般質問でもお答えしましたように、今の状況というのは、吉田1校と吉田高宮の2校、この2つの素案として今提示して、パブリックコメントを求めている。その回答が返っているという状況でした。

以上です。

○山根委員長

山本委員。

○山本委員

1校案になった経緯は御存知なんですか。

○山根委員長

答弁を求めます。

藤本市長。

○藤本市長

報告を受けております。1校、2校案と。

○山根委員長

山本委員。

○山本委員

1校案は、あれですよ、自分も考えてもどうしてなったのかなというのがあるんですけれども、学校規模適正化委員会が平成23年3月に出したのは、2校が望ましいと出たんですね。その場所をこの総務文教で確認したら、吉田と甲田ではないか言うたら、そこは行政じゃ決めとらんというのが回答だったんです。ただ、2校というのは、そのとき認められた。それがいつの時点か、ちょっと3年ぐらい前だと思いますけれども、1校というのが出てきたんですよ。1校案、柳川次長がおられるんで、この経緯は柳川次長が御存知だろうと思う。1校の考え方をどなたが言い出したんか。柳川次長が課長時代に自分が提案したんじゃないかなと思って、こっちは思えるんですけれども、その1校の提案が誰が言い出したのかを聞きたいんですよ。

○山根委員長

答弁を求めます。

柳川教育次長。

○柳川教育次長 まず、ちょっと御認識が違っている点があるかと思しますので、事実経過を確認したいと思うんですが、まず、適正化委員会で答申があったのは、校数等はございません。適正化委員会では望ましい学校の姿がどうあるべきか、その答申の内容は1学年、複数学級あること、それから人数が二、三十人であること、これが適正化委員会の答申でございます。

2校案、これを示したのは、その答申を受けて市が作成した推進計画のほうです。その推進計画が1期目の計画では、中学校については校数を2校とする。当初5年の計画でしたので、5年が計画した後、2期の計画をつくったときに、これも市が策定した計画の中で、中学校については校数も含めて、しかるべき時期に再検討するというので、その計画で中学校の校数を変更しております。

今時点、うちがやろうとしていることは、これまた3期のこれからつくる計画ですけれども、その計画に中学校の校数を盛り込みたいという経過でございます。

以上です。

○山根委員長 山本委員。

○山本委員 じゃあ、前政権のときに1校というのが教育会議にかかったですよね。1校というのが。柳川次長が説明しよったと思うんですけれども。それは2期の計画だったんですか。

○山根委員長 答弁を求めます。

柳川次長。

○柳川教育次長 2期の計画ではありません。2期の計画は、平成28年3月のことですから、この間、1校という議論が出てきたのはその後のことであって、まだその計画をつくる前段の状況ですので、今から計画をつくる。素案はできていますよ。素案は作りましたが、中学校1校でという案をその素案の中に示しているということで、この素案を今から本案にしていくわけですが、その本案にするのは教育委員会会議で決定をしていきます。

なので、1校の計画が既にできているということではございませんので、その辺は御承知をいただきたいと思います。

以上です。

○山根委員長 山本委員。

○山本委員 どういうふうに認識したらいいんでしょうか。今の1校案を教育会議を開いて市長が提案しましたですよね。あれは何なんですか、何とか計画言われましたけれども、そんな重みはないんですか、あれは。

○山根委員長 答弁を求めていいですか。

船津学校統合推進室長。

○船津学校統合推進室長 もう一度整理すると、最初に設置委員会で学校規模の答申というのが平成22年に出了ました。それを基に、第1期の学校規模適正化推進計画をつくっています。その中の中学校統合、中学校の配置計画の言葉の表現としては市内2中学校とする。ただし、その具体的な配置については、

小学校の実施状況を勘案しながら検討するでまとめております。それが平成23年度第1期です。

続いて、先ほど次長が申しました第2期の計画が28年につくっております。28年の中学校の配置計画の表現なんです、読み上げますと「第1期の推進計画では、市内2中学校とするとされていましたが、生徒数のさらなる減少、クラブ活動の種類が限定されている状況、学級数が少なくなるにしたがい配置されている教職員が少なくなる状況などから、その具体的な配置については、校数を含め小学校の実施状況を勘案しながら、しかるべき時期に再度検討します」とまとめております。

それで、今話に出ている教育委員会のほうで準備しているのが、第3期の学校規模適正化推進計画なんです、昨年度、高宮の川根の統合が終わりましたので、小学校の実施状況を勘案しながらと書いてあるとおり、小学校が終わったので今中学校の統合について議論をしているところです。

先ほど山本委員が言われました2校から1校になったというのは、この2期の計画においても、さらに校数を含めて検討すると書いておりますので、その中で検討をしているところです。

今、私がお示ししているのは第3期の素案ということで、1校新設と吉田、高宮の2校を示しているところです。

以上です。

○山根委員長 山本委員。

○山本委員 前政権のときに教育会議を開きましたですね。その席でそうすれば1校にするという、それを教育会議にかけられて、教育会議の委員さんが認められたという、そういう経緯がありましたですね。あの行為は何に該当するのでしょうか。校数の決定の手續に該当するのか、それとも一つの案としての手續だったのか、そこはどうなんですか。

○山根委員長 柳川教育次長。

○柳川教育次長 総合教育会議は、御存知のように、首長と教育委員とが意見調整、協議を行う場です。ですので、そういう意見調整はされましたけれども、計画の決定権があるとか、そういったことではございませんので、適正化計画そのものは、先ほども言いましたように、教育委員会会議で議決、決定すべきものでございます。

以上です。

○山根委員長 山本委員。

○山本委員 ということは、今までこの教育委員会のほうで1校案を保護者に説明したり、さらに2校案の高宮だと、こういう話もされたのは、一応皆さんどう思われるかと、この程度の説明だったんですか。ですから、藤本市長は今からいろんな人の意見を聞いて方向を決めていきたいと、こういうふうに言われとるんで、今までの取組というのは、一応御破算にしてもいい内容のもんじやと、こういうことでよろしいですか。

○山根委員長 柳川次長。

○柳川教育次長 御破算にしてもいいとか、決してそういうことはございません。これまでの経過は、総合教育会議で首長と教育委員が協議をしてきた結果ですし、意見調整した結果ですので、それはそれで一定のというか当然事実として踏まえるべきものと考えます。

ただ、現首長は、これからこの学校統合に関わって、予算上程であるとかあるいは学校の設置条例の提出権がございますので、当然それらのことを踏まえて、また引き続き総合教育会議で首長と教育委員とが意見調整、協議を行いながら進めるべきものというふうに考えております。

以上です。

○山根委員長 山本委員。

○山本委員 前政権のときに1校を総合教育会議ですか、それに提案されて、意見を求められて、その方向へスタンスをされたように思うんですけども、一応何校にするかというものを決めたのではなくて、前政権でそういう考えもあるんですがいかがでしょうかといった伺いの中身だったというふうにしかな、さっきの説明聞いたら、あのようになら考えられなかったので、伺いをしたら、その方向も出ていますと。ですが、これからはいろいろまちのつくりからいって検討したら、その分ではいかんということも言ってもという内容になっているのでしょうか。御破算という言葉が適切でなかったんで、そういうふうに戻事が来たんじゃないかと思いますけれども、今までの取組より違う考え方を示してもいいということですか。

○山根委員長 暫時休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午後 1時23分 休憩

午後 1時24分 再開

~~~~~○~~~~~

○山根委員長 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

答弁を求めます。

藤本市長。

○藤本市長 多分、山本委員さんのおっしゃることは、私が次に開催される総合教育会議において、3校にするとか統合しないとかいうことを言うのは言えるのかということですか。極端な話。そういうことですね。

そういう言葉は可能という位置づけではありますけれども、私はもうこの間いつてきているように、一応素案というものを示され、手続を踏んで一応現在があるんで、そういったのを基本的に皆さんのもう一度、お声を聞き、最後、中学生の意見を聞いて判断をするという考えでおります。

○山根委員長 山本委員。

○山本委員 その判断される中で、1校にされたり2校にされていくようなことを示されるんだろうと思いますけれども、吉田町を中心にして、あと5つ

が周りにおるんですね。そういった環境の中で、まだその地域の発展まではいかにしても、存続可能なまちというのが考えられると思うんですけれども、地域性によってですね。そこらを義務教育を保障する考えも持って、1校、2校というのを考えられますか。私が言うのは、2校という考えを示すときに、やっぱりその地域の存続ということも考えた設置場所を考えられるような基本の考えがあるかどうか、聞かせていただきたいと思うんですけれども。

○山根委員長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤本市長 そのことについても、ずっと語る会の中でいろいろお聞かせいただいております。私自身もやはり地域に中学校、小学校、全てセットであるのが一番理想だとは思っていますけれども、この間の議論も踏まえた中で統合、例えば1校、2校を判断するときにも、地域づくりをどうするんかというのもセットで一緒に考えていくという下で判断を下したいと思っています。

当然、山本委員さんのおっしゃるように、地域を活性化するためにそこに中学校がないと、若い世代が帰ってこんとか、そういう当然統合することによるデメリットは発生すると思います。そのデメリットをどう補うかというのも、放置するんでなくて一緒に総合的に考えて判断をするということを、この間、説明会でも説明をさせてもらっております。

以上です。

○山根委員長 山本委員。

○山本委員 一例を挙げさせてもらったら、他の地域の小学校は統合という提案がされて、その方向に進みました。しかし、川根の小学校は、今年3月まで統合はしませんでしたですね。それはやっぱり地域を守るためだったんか、それともどういう考えがあって、これまで伸ばされたのか。行政の考え方でそこらのところはどういう見解で延ばされたのか、聞かせていただければと思うんですけれども、中学校の合併についても、あそこらは参考になるんじゃないかと思うんですけれども。

○山根委員長 藤本市長。

○藤本市長 川根小学校の統合を、1回目の高宮小学校になるときになぜしなかったかということは、ここには熊高委員もいらっしゃるんで、私と一緒に当時、議論したことを思い出しております。当時は保護者も地域もまだ頑張れるからやろうという思いだったと思います。その前に中学校の統合というのも、川根中学校がありますけれども、そのとき、僕は中学生でしたけれども、そのときの地域のあれは逆に打って出て、子どもの環境を大きい学校にして、地域は地域で今度はまた中学校はなくなるけれども、団結してやっついこうという、逆に提案するような形で中学校統合を持っていったように記憶をしております。

以上です。

○山根委員長 山本委員。

○山本委員 今回の川根の小学校を例えにさせてもらったのは、誰が学校を残したかというスタンスですよ。地域の衰退というか、地域の存続を地元の人が訴えられたんじゃないと思うんですけども、行政がその地域の義務教育を保障したんじゃないと思うんですよ。皆さんの意向を聞いてですね。そしたら、行政の在り方はすばらしいなと思って、今でも思うんですけども、川根の人もよく頑張ったなと思うんですが、それに追従して、行政がそれを存続したということがすばらしいというふうに思いよるんです。

そういう視点でもって、いい経験をされとるんで、今度の統合についても、そういったスタンスを持って判断をしていただきたいというふうに思うんですが、そこら判断する材料の中に入れるという考えはあるかないか、ちょっと聞かせてください。

○山根委員長 藤本市長。

○藤本市長 当然そういったことを含めて、総合的に判断をするということになるかと思えます。

○山根委員長 山本委員。

○山本委員 ずっと中学校の統合の取組を見よったら、あんまり民主的でないんですよ。我々が甲田町で3小学校の統合をするときに、当事者の柳川次長は統合課長で関わっておられると思うんですけども、地域の住民を巻き込んで、その統合を1校にすることについて協議をしながら、じゃあ、どこにするかということも1年ぐらいかけて、1年ですか、ちょっと2年ぐらいかかったかな。民意を反映する形を取られて、統合場所を決定されたと思うんですね。そういった時間もないんで、民意を反映させるための協議会をつくって、民主的な取組というのができんのかなというのがあるんですが、市長が今のところ自分が判断すると、こういう中身じゃろうと思うんですけども、市長にお伺いします。

○山根委員長 それでは、答弁を求めます。

船津室長。

○船津学校統廃合推進室長 事実というか、経過の説明をさせていただきますが、平成23年の学校規模適正化計画第1期の計画になりますが、その中で今私たちがつくろうとしているのは第3期の計画です。

今から説明するのは1期の計画です。計画の中で、甲田町については、甲立、小田東、小田、3校の小学校があります。それを仮称なんですが、甲田小に統合します。場所は上甲立としますというのが第1期の計画でもう示してあって、それを基に各団体、保護者なり地域なりの人を集めて、どういった学校にすべきかという議論とか検討をしたというのが、統合までの流れです。

まず初めに計画ができて、その計画を実現するために多くの人の意見を聞いて、統合に向かって進んだというのが統合までの流れになります。

以上です。

○山根委員長

山本委員。

○山本委員

今の説明は、それは市のほうは甲立だという提案をされたんですが、甲立に決めつけた議論を委員の方に要求はしていなかったと思いますよ。小田東の小学校にしようかという話も出たというて報告を受けましたよ。では、小田東はこういう条件があるんだと、学校の立地条件がね。小原はもちろんあっちへ行くのもおかしい、こっちだと。じゃあ、小田東へ来るか、甲立に来るかという議論をされて、甲立がいいから甲立を提案しとるんじゃ言うんで、教育委員会は提案理由を述べて、それで委員会の中で議論して、それじゃあ甲立にしようと言って、民意を反映して決定したと思うんですよ。

ですから、そういった2校ならどこじゃという、どれがいいんじゃないというようなことを教育委員会は高宮じゃと言われとりますけども、じゃあ、高宮がええんか悪いんかということも民意が反映するような形での協議会というのはつくれんのかということですよ。あんまり時間がないと思いますけれどもね。今ちょっとつくれんのかというところでその答弁聞きますよ。

○山根委員長

では、答弁を求めます。

柳川次長。

○柳川教育次長

繰り返しになりますが、今3期の計画をつくっている最中であって、まだ計画は成立をしていませんが、今の時点で場所をどこにするといったようなことを民意を聞きながら行うということは考えておりません。これまでも、計画はあくまでも教育委員会が作成をして、教育委員会会議で議決をもって決定したものです。小学校のときと同じ手順を踏んでいると思っているんですが、以上です。

○山根委員長

山本委員。

○山本委員

さっき、1校に決めた総合教育会議はどういうふうな重みがあるのか聞いたら、それは一つの仮定ですよというたじゃないですか。あれを変えてもらっちゃあいけんというもんじゃないいうて答弁があって、今の答弁は一定の手続を踏んでいるんで、そこらは尊重してもらわにゃいけんというような内容の返事だと思うんですよ。あんまり独裁的じゃないですか。

自分が思うのには、決定の仕方が民意を反映しとらんというのがあるんで、そこらはもう藤本市長が引継ぎの中でどういう経過をたどって、ここに今、案がルールが引かれとるんだと。そのルールというのは、変えられんとか、変えられるとか、そのことを言われとるんかなと思っただけ聞いてたんですけども、どうも答弁がおかしいような気がするんですが。

もう一点、藤本市長にお伺いしますが、教育会議で1校案を出されて、2つにするんなら高宮じゃというのもまた教育会議にかけられてきたように記憶しとるんですけども、そのスケジュールの12月から上の

段ですよ。2023年度から24年度へかけるその説明ですね。これは藤本市長がまだ市長になる前に、外から見られて、十分な説明なりされてきとるといふふうにお考えですか。

今の引継ぎの説明を受けた中で、市民への説明がこういう形でずっと進めてきておりますと。住民の方の参加も十分あって、誰が出ていつて、どういう説明をしておりますと。ですから、十分浸透しておりますというようなことを聞かれとるんか。それとも、そういうことは全く聞いてないと。自分がはたから見て、まあ、あれだけやっとなってんだからよかろうというふうに思われとるんか、その計画案が市民へ十分説明が行き届いとるといふふうに思われとるんかどうか、感想を聞かしてもらいたいんですけども。

○山根委員長 山本委員にお尋ねしますけれども、かなり長い話になってはいますが、中身的には民意を反映させる民主的な取組をこれから、今までもですが、されていくのかどうかを聞きたいということによろしいですか。

○山本委員 それでいいです。

○山根委員長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤本市長 私が就任するまでの説明が、十分に市民の皆さんへ広く周知されたというか、理解をもらっているかという点については、これはまたいろいろあると思います。十分にいってなかった部分もあると思いますし、統合に対して関心を持つ、持たないのもやっぱり市民の皆さんそれぞれの立場によって違うと思います。ただ、私が聞いた話では、やはり市民向けの説明会の周知が急過ぎたというようなこともあって、参加できなかったという話も聞いたんで、今回、再度、対話集会という形で地域の皆さんへ参加をしてくださいということで、今回12回、出やすいようにそれはちょっと時間的なものもありましたけれども、一応各地域2回ずつ設定をさせてもらってやらさせていただきました。

それは12回なんで、どこの会場へ行ってもらってもよかったんで、その中で最終的にお越しいただいた方々が、そうやっていろんな意見をいただいたと。これはもう全部を拾うということはできませんので、一応はその集会へ参加していただいたことで、一応地域の皆さんへの説明は区切りにしたいなと思っております。

今度は中学生の声を聞いて、そして、今までの議論のパブリックコメント等も残っていますんで、そういったものを含めて最終的に判断をするという思いでいます。

○山根委員長 ほかに質疑はありませんか。

山本委員。

○山本委員 前から言いよるんですけども、パブリックコメント、パブリックコメントといつて市民の意見を聞く重要な手段というふうにしかなんのでですけども、パブリックコメントというのは、国は国民の意見を聞くときにはこれをせえと。だから、地方自治体はこういう方法もあり

ますよ、利用されたらと、こういう中身にあるんですよ。

今、パブリックコメントからきた意見を尊重するように言われましたが、それは一部の人じゃないかと思うんですよ。それは意見を聞く方法の一つだろうと思うんですけども、もうちょっと手の込んだ意見を聞く方法がわしはあろうと思うんです。一番いいのは市長が出て行って、市民の皆さんから意見を聞くというところじゃろうと思えますけれども、ある程度、3期を決めてから行くんじゃないかも分かりませんが、ある一定程度の考えを持って、もう一回市民の直接的な意見を出て行って聞くという、こういうようなお考えはないですか。

今言われたのは、興味を持つ方は来てくださって書いてあったんですね。私が行って中学校の統合について聞きますから来てくださと言うんだったら、それはみんな言いたいことがあって、聞きたいことがあって参加したと思いますよ。興味のある方は来てくださという表現だったんで、どういう意見を持つとるかのというて聞きに歩かれたんじゃないかと思いますが、ある程度方針決めて、3期へ載せる前に聞く気はありますか。

○山根委員長 藤本市長。

○藤本市長 興味を持ってという表現ですけども、これも大きく言えばもう全ての人だと私は思っています。ですから、興味を持ってもらえないことはどういう投げかけをしても来てもらえないのかなという、今ここでふっと思ったんですけども、地域の皆さんへの説明はもう一応、その12回で終わりにさせてもらおうと思います。

そして、パブリックコメントも一部の市民の人の意見だという捉え方もありますけれども、一応求めている、抽出する、意見を吸い上げる一つの手段ではあるんで、それに答えていただいている方の意見というのはやっぱり尊重というか、参考にさせてもらいますし、対話集会にお越しく下さいといったことで、来られた方の意見もしっかりと参考にしながら総合的に判断をしないと、これはもうどうやってもエンドレスになるやり方なんで、どっかで区切りはつけなくてははいけないと思っております。

実際には通っている子どももいるんで、やっぱり一日でも早くというのがありますし、統合する、しないにしても判断を早くしないと、やっぱり一番迷っているのは子どもたちであるでしょうし、保護者であるでしょうし、市民の皆さんもそうでしょうから、今回、一定の判断をすると。それをすることによって、次の段階にいったら今度は準備委員会というのが入ってきますんで、これはもう地域の方も入ってこられて、小学校のときも同じですけども、細かいことをやっていきます。その中で統合せんという話も、もう小学校の準備委員会のときもありましたけれども、離脱するというのも一つの方法としてはありますんで、そういったことにならんようにしっかりとこの準備委員

会で1校にする、2校にするという決断をしたときには、そういった準備委員会でしっかり市民の皆さん、地域の皆さん、保護者、そういった人の意見をくみ入れた当方準備委員会にしていきたいなと思っております。

○山根委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○山根委員長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終了いたします。
以上で、「学校規模適正化事業について」の調査を終了いたします。
ここで執行部退席のため、暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午後 1時45分 休憩

午後 1時46分 再開

~~~~~○~~~~~

○山根委員長 休憩を閉じて、会議を再開いたします。
次に、陳情・要望等の審査に入ります。

「「持続可能な学校の実現をめざす」実効性ある学校の働き方改革、長時間労働是正を求める意見書採択の陳情について」の件を議題いたします。

陳情書の内容について、事務局より説明をいたします。

高藤事務局長。

○高藤事務局長 それでは説明いたします。

この陳情につきましては、広島県教職員組合山県・高田市区委員長から2024年11月27日で議会に提出されたもので、その趣旨、理由につきましては、今、学校現場が深刻な教員不足により子どもたちの学びに大きな支障を及ぼしており、持続可能な学校の実現のためには、教職員の勤務環境の改善、とりわけ長時間労働の是正が喫緊の課題となっているということがあります。

その対策として、これまで骨太の対策とか、そういったものも行われておりますが、まだ十分でないということでさらなる対策も必要ということで、これらを国において政策実現のためにやっていただきたいということで、その要望事項が記の下の1から5の内容となっております。

それを、裏面になりますが、意見書案ということでついておりますが、それを国会のほうに提出を要望されている案件でございます。

以上で、説明を終わります。

○山根委員長 意見等ある方は、発言を願います。発言はございませんか。

〔発言なし〕

○山根委員長 発言なしと認め、以上で意見を終了いたします。
暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午後 1時48分 休憩

午後 1時49分 再開

~~~~~○~~~~~

○山根委員長 休憩を閉じて、会議を再開いたします。
それでは、「「持続可能な学校の実現をめざす」実効性ある学校の働き方改革、長時間労働是正を求める意見書採択の陳情について」の件を起立により採決いたします。

本件を、採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○山根委員長 起立多数と認めます。
よって、本件は採択することに決しました。
日程を追加して、「意見書の提出について」を議題といたします。
先ほど採択された陳情は、国へ意見書提出を要請する内容ですので、意見書を提出することといたします。

意見書の内容については、正副委員長に御一任いただきと思いますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕

○山根委員長 提出者については、委員皆さんが賛成ですので、委員会として提出をいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔異議なし〕

○山根委員長 異議なしと認め、さよう決定いたしました。
以上で、「「持続可能な学校の実現をめざす」実効性ある学校の働き方改革、長時間労働是正を求める意見書採択の陳情について」の審査を終わります。

続いて、その他の項に入ります。

それでは、「閉会中の継続調査事項」について、御協議を願います。

暫時休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午後 1時50分 休憩

午後 1時54分 再開

~~~~~○~~~~~

○山根委員長 休憩を閉じて、会議を再開いたします。
皆様から閉会中の調査事項について、御意見を伺いたいと思います。
意見はありますか。

山本委員。

○山本委員 地域公共交通利便増進実施計画と学校規模適正化事業も継続調査にしておいてほしいんですが。

○山根委員長 それでは、御意見をいただきましたとおり、「学校規模適正化事業について」と「地域公共交通利便増進実施計画につい」の2件を継続調査事項として、定例会最終日に閉会中の継続調査の申出をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔異議なし〕

- 山根委員長 異議ありませんので、さよう取り計らわせていただきます。
よって、会議規則第109条の規定により、議長に閉会中の継続調査を行う旨の申出を行います。
その他、皆さんから何かございませんか。
〔意見なし〕
- 山根委員長 ないようでしたら、これで、その他の項を終わります。
なお、本日の議案審査に係る委員会報告書の作成について、皆さんから御意見等ありましたら発言願います。
(「正副委員長一任」と呼ぶ者あり)
- 山根委員長 それでは委員会報告書の作成については、正副委員長に御一任いただきたいと思えます。御異議ございませんか。
〔異議なし〕
- 山根委員長 異議ありませんので、さよう決定いたしました。
以上で、本日の委員会の議事は全て終了いたしました。
これをもって、第3回総務文教常任委員会を閉会いたします。

~~~~~○~~~~~

午後 1時56分 閉会